

9 月 1 1 日 (金)

(第 1 日 目)

平成27年第4回南関町議会定例会（第1号）

平成27年9月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 陳情の委員会付託等について

日程第5 報告第2号 平成26年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第6 議案第54号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第55号 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第56号 平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第57号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第58号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第59号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第60号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第61号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第62号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第63号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第64号 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第17 議案第65号 平成27年度南関町一般会計補正予算（第3号）について
 日程第18 議案第66号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
 について
 日程第19 議案第67号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2
 号）について
 日程第20 議案第68号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 について
 日程第21 議案第69号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第
 2号）について
 日程第22 議案第70号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
 号）について
 日程第23 議案第71号 字の区域の変更について
 日程第24 議案第72号 町道の路線認定について
 日程第25 議案第73号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
 日程第26 一般質問について（2名）
 ① 2番議員 ② 7番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君	2番 杉村博明君
3番 井下忠俊君	4番 立山秀喜君
5番 境田敏高君	6番 打越潤一君
7番 鶴地仁君	8番 田口浩君
9番 山口純子君	10番 本田眞二君
11番 橋永芳政君	12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町長 佐藤安彦君	税務住民課長 菅原力君
副町長 本山一男君	福祉課長 北原宏春君
教育長 大里耕守君	経済課長 西田裕幸君
総務課長 永松泰子君	建設課長 古澤平君
会計管理者 木村浩二君	教育課長 島崎演君
まちづくり課長 大木義隆君	延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

おはようございます。ただいまから平成27年第4回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番議員、7番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、本日から9月17日までの7日間にしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月17日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成27年度町村議会正副議長研修会についてであります。本研修会は、去る8月4日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。新潟県立大学国際地域学部准教授の田口一博氏を講師に迎え、「これからの町村議会実態調査の結果の分析から、地方創生を考える」という演題で講演がありました。全国の議会議員の平成15年から現在までの議員数、平均年齢、議員報酬の結果から、今後議会議員のなり手の確保、定数の考え方、役割分担、地方自治法改正への対応、また、議会としての地方創生への取り組みなど、講演者の私見を交えながら詳しく解説されました。

報告の第2点は、例月出納検査及び平成27年度第1回定期監査の結果についてであります。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によ

て、監査委員 大木敏晴君、打越潤一君より、平成26年度の本年5月分、平成27年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び平成27年度第1回定期検査の結果についての報告がなされています。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第3点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。委員研修の報告をいたします。

平成27年7月15日、南関町議会議長、酒見 喬様。文教厚生常任委員会委員長、鶴地 仁。

議員研修。東京都、宮城県の概要を下記の通り報告いたします。

研修期間、平成27年6月30日から7月2日。場所、東京都衆参議員会館、宮城県牡鹿郡女川町、柴田郡村田町。

期日、6月30日から7月2日。

出席者、酒見喬議長以下、全議員。随行、寺本議会事務局長。

研修内容。女川町の東日本大震災後の現状視察研修。

女川町は宮城県の東端に位置し、面積65.8平方キロ、人口1万14人、平成23年3月11日現在です。の町であったが、震災後人口流出が相次ぎ、現在の町人口は6,882人である。同町は日本有数の漁港である女川漁港がある港町であり、水産漁業を基幹産業とし、太刀魚、サンマの水揚げは全国トップクラス、銀ザケ、カキ、ホタテ等の養殖も盛んである。大震災では、マグニチュード9.0、震度6弱、津波高は14.8メートルを記録し、死者、行方不明者は827名、住家被害総数4,411棟、被害区域は240ヘクタールにおよんだ。女川町役場復興推進課の柳沼参事から被災時の状況、対応、被害状況の説明を受け、復興に向けた取り組みについての検証を行った。

復興方針として防災面からは、命を守る減災を基本とし、津波の威力を減じる制御と住宅や防災時を重要な施設の被災を減らす防御、避難対策を重点に置き取り組まれていた。

復興の時期的計画では、平成30年までの8年間を達成期間とし、早期の住宅再建、基幹産業である漁業の早期再建を第1とし、町中心部の浸水区域がかさ上げや盛り土工事といった基盤整備を27年度までにめどをつけ、本格復旧に平成28年度から取り組み、30年度までに目標を達成したいとされていた。

印象に残った取り組みを列挙すると、アとして女川町中心部の復興では、宅地と

商業、工業の復興を具体的に行うため、5つの地区に分け、住宅エリア、商業エリア、工業、公園、公共施設、緑地、漁港港湾エリアといった区域分けを行いコンパクトシティ構想による整備が進められていた。居住地整備では、津波に対し安全なように標高25メートル以上になる切土での新たな造成と浸水しない高さまでの盛り土による造成が進められていた。商業・工業用土地は、防波堤高を考慮して、4メートルの盛土又は標高1.9メートルの原型復旧といった工事がなされていた。公園、漁港等は地盤沈下が1メートルあり、沈下量相当の盛り土での復興、復旧。建築のアイデアとして、国内初の3階建ての仮設住宅では、上の階から防音対策として、キッチン、リビングの間取りをずらして建設の工夫、カとして、災害公営住宅では、孤独対策としてペット共生可の住宅もあるが、全体としてはあと700戸必要な状況にある。キ、居住地は津波の被害を受けにくい集落背後地への移転をすすめている。津波防波堤は今回と同程度の津波に対しても倒壊しない耐力構造とする。震災を検証し、津波が来るまでに35分、逃げ始めるまでに要する時間10分を考慮し、20分で逃げられる距離500メートルを避難場所とすることができるよう整備を進めているといった点が上げられました。

被災状況の写真や現地視察で、津波被害の甚大さ自然災害の脅威をまざまざと見せつけられた。いまだに仮設住宅居住、働く場所がないための転出といった問題が大きく被さっているが、復興は急ピッチで進められていた。当町においても災害に対し、油断することなく、防災、減災の取組みが重要であると改めて認識させられた。本町の人口減少、高齢化、交通事故を憂うとき、女川町が復興に取り組んできた家庭やコンパクトシティ構想は今後のまちづくりに参考になると思われ、意義のある研修であった。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 続けて調査報告書をお願いします。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） すみません。続けて調査報告書を申し上げます。

カゼのためにちょっと声ががらがら声で、非常にお聞き苦しいところですが、御容赦願いたいと思います。

委員会調査報告書。本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を下記の通り、会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査事件。南関町介護予防事業の浸透と効果について。

期日、平成27年7月30日。

方法、津留地区における介護予防事業の実施状況視察。NPO法人A-l i f e 南関のマネージャーによる説明。

調査の概要、少子高齢化が進行する中、A-l i f e 南関が町の委託を受けて取

り組んでいる介護予防事業の浸透状況を調査した。当クラブは子どもから高齢者まで、すべての町民のふれあいづくり、元気づくりに取り組み、地域スポーツの推進と競技力向上、高齢者の健康、生きがいづくりを目的として活動している。高齢化が進み要支援、要介護者が急増する中、町は対策として平成18年から民間業者による運動教室を実施し、13カ所において月1回から週1回取り組んできたが、指導員が指導しないと実施できない。自分の力で活動するための筋力維持、筋力アップが望めない。地域の自発的な活動につながらないといったことから、平成23年度よりA-l i f e南関が取り組むこととなった。

1、活動の実情視察のため、津留地区における運動教室に参加し、効果や感想等を聴取した。当日の参加者は10名であったが、会員は17名、週2回実施されている。平成24年8月から開始された取り組みは、当日が265回目の開催日であることをリーダーより聞かされた。教室は9時30分から11時30分までの90分ほどで、内容は運動生理学、心理学を取り入れた信頼性の高いものとなっており、無理なく、楽しくかつ効果的に継続性のある教室づくりを念頭に置かれていた。休憩中の談笑もにぎやかであり、参加者からの感想では、一様に、「元気になった。」「体が軽くなった。」「仕事の効率がよくなった。」「疲れにくくなった。」「受診回数が減った。」「ふれあいが何よりよい。」「ぼけ防止。」「地域の見守り。」「防犯。」「情報交換。」等さまざまな効果があると意見が出され、事業の必要性を強く認識させられた。

2、津留地区における活動視察後A-l i f eなんかんの山田マネージャーからこれまでの取り組みの経緯等について説明を受けた。介護予防事業に取り組む集会場は当初22カ所であったが、現在は44カ所で取り組んでおり、参加人員も209人から598人に増加している。教室数が平成23年度の471回から26年度には2,653回となり、4年間で5.6倍の増加となった。延べ参加人員は3,857人から2万2,116人、5.7倍となっており、町内の全集会所64カ所中69%の44カ所での実施は普及率全国1位である。65歳以上人口3,645人中476人、13%が参加されており、今後さらに参加率をアップさせたいとのことであった。要支援、要介護者の認定率の推移を見ると、23年度に事業委託を受けてから2年間は高齢化率の進行に伴い、認定率が増加しているものの、25年度からは明らかに減少に転じている。2年間の活動を通じて効果が現れてきたことの証左であると推測されるが、事業開始後、いまだ短期間であるところから、引き続き詳細に効果を検証していくことが必要であろう。そのためには、さらなる介護予防事業の啓発と、持続的活動が大切である。各地域におけるリーダーの要請は極めて重要であると思われた。A-l i f eなんかんによるフォローアップとリーダーに

よる積極的なふれあいづくり、元気づくりに期待するものである。

これまでの推移は次のとおりとして、元気づくりシステムの参加者の推移と要支援、要介護認定者数と、被保険者数に対する割合、介護サービス給付費の推移を次のとおり表にしております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 報告の第4点は、委員会報告についてです。総務産業常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員研修報告をいたします。

平成27年8月1日。

南関町議会議長、酒見 喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

議員研修、東京、宮城県の概況視察のとおり報告いたします。

- 1、研修期間、平成27年6月30日から7月2日。
- 2、場所、東京都衆参議員会館、宮城県女川町、村田町。
- 3、酒見喬議長、以下全議員12名、随員、寺本議会事務局長。

研修内容。

- 1、通学路の安全確保のための歩道整備に対する陳情。

現在県道4号線の上坂下三ッ角付近から関町までの自転車通行可の歩道が設置されておりますが、小原のJAガソリンスタンド前付近約30メートルほどが自転車通行可の途切れた状況で、道路拡幅工事も難しい状況にあります。生徒の安全な通行を考え、現在高速道路下のボックスから法面下沿いの農道を通学路として利用している状況です。しかし、農道の幅員が狭く、特に農繁期などは農作業の車両の通行が多く、離合に支障を来し、通学路として安全に通行ができない状況にあります。そのような状況を改善するために、農道拡幅を試みていたのですが、民家などの問題もあり、隣接する九州自動車道法面への拡幅がどうしても必要不可欠な状況です。このような状況をぜひお汲み取りいただきまして、各関係機関への御理解をいただき、通学路として子どもたちの安全確保が早期解決するよう要望する次第でございます。

このような内容を野田毅衆議院議員代理高砂秘書、松村祥文、馬場成志参議院議員に内容箇所を検討改善していただきますように、各関係機関への働きかけ等のお願いを陳情いたしました。

- 2、乗合タクシー研修視察。

村田町は宮城県の南部に位置し、仙台市など3市4町に隣接しています。世帯数3,946世帯、人口1万1,598人の町です。南に白石川が流れ、西に蔵王山系

の山々を望む、自然環境に恵まれた地域です。また、東北地方と関東地方、仙台方面と山形方面を結ぶ古くから交通の要衝であり、現在も東北自動車道村田インターチェンジ、村田ジャンクションなどにより、その役割を果たしています。

新交通システム導入前の交通体系は、ミヤコーバス川崎線が運行され、大河原仙台方面は確保されており生活バス路線も委託している。高速バス仙台蔵王川崎線も運行されており、仙台市までの通勤、通学にも利用されている。幼稚園児、小学校児童はスクールバス4系統を配置して学校間を往復している。新交通システム導入について、高齢化が進行する中で、交通弱者のための足を確保するために、デマンド型乗合タクシーについて検討し、平成26年10月1日よりデマンド型乗合タクシー「くらりん号」が町内全域を運行している。利用料金、現金又は回数券、大人300円、小中学生、障害者手帳所有者150円。運行日時間、月曜から金曜日の平日、土日祝祭日は運休、午前8時から午後5時まで、前日の午後5時まで電話予約。利用方法、利用登録申請書に必要な事項を記入、後日利用者登録カードを交付。運行事業者、オペレーターは地元タクシー事業者に委託。今後は町議会や利用者からの多く寄せられている隣接町への乗り入れがあり、1市3町の相互の乗り入れについて課題となっており、南関町も10月より試験運行が始まるが、近隣市町への乗り入れも今後検討し、町民が利用しやすい乗合タクシーの運行が必要と感じられる研修であった。

-----○-----

日程第4 陳情の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、陳情等の委員会付託等についてです。

本日まで受理しました陳情等は、陳情2件を所管の委員会に付託し、お手元に配りました陳情文書の写しのとおり、2件を配付といたしましたので報告します。

ここで、町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めましておはようございます。

平成27年第4回南関町議会定例会の開会において、平成27年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするにあたり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さて、今年は梅雨明けが少し遅くなる中で、かなりの雨量はありましたが、特別大きな被害は発生しておりませんでした。しかし、一番心配しておりました大型台風15号が8月25日に上陸し、雨風の被害はもとより、25日、26日と関東、関外目、そして三小校区の多くの世帯で停電が発生し、電気に頼って生活している私たちの弱みが表に出てきたところでございます。町でも自主避難所、また、停電に伴い、給水所2カ所を設置するとともに、防災無線や広報車を使用しての対応を

いたしましたが、必ずしも十分な対応ができたとは言えません。しかし、町社協、自主防災組織を初め、建設業協会や多くの地域住民の皆さま方の御協力により、最小限の被害でおさめることができたと思っております。

改めて、この場をお借りして御協力いただきました皆さまにお礼を申し上げる次第であります。

昨日は、栃木、茨城で予想できないような災害が発生しましたが、今後も引き続き台風の発生や集中豪雨、地震などと災害がいつどこで発生するかわかりませんので、町としても危機管理を徹底するとともに、災害に対する体制の強化や地域住民の皆さまに対する啓発の強化を図っていかなければならないと考えております。

なお、今回の台風のとりまとめについては、8月31日に臨時課長会議を開催し、2日間の状況、対応、そして今後の対策等について協議したところであります。本年は11月に町が主体となる災害避難訓練を四小校区において開催することとしておりますので、その中でも今回の経験を生かせるようにしていきたいと考えております。

さて、いつもお話をしております地方創生については、現在町でも南関町人口ビジョンと、南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成しているところでありますが、今回は、町職員の皆さんからもこれらの仕事につながるたくさんのヒアリングシートが提出されております。これにあわせ、議員の皆さまを初め審議会委員の皆さまからも貴重なヒアリングシートを提出いただいておりますので、これから5年間のまちづくり、特に雇用拡大や企業、少子化対策、定住対策などに役立てられるような計画を策定していきたいと考えております。

また、10月からは、いよいよ予約型乗合タクシーの試行運転を開始することになりますが、これまでに900人近くの方に登録いただいております。南関町に一番あった事業になるように取り組むとともに、将来の交通体系の方向性も含めて、有効な調査ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

議会全協の中でも説明させていただいているバンブーフロンティア構想については、バンブーフロンティア株式会社も設立され、竹林のモデル地域となる関東、久重地域での説明会開催後に、竹林所有者の方との協定を締結いただいております。既に200ヘクタールを超える竹林面積の協定を締結させていただいております。また、試作品等が既に何種類もできておりますので、今後の事業展開に期待しているところであります。これに関連して総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトマスタープラン策定支援として、南関町地域エネルギー循環マネジメント事業の計画を進めており、周辺自治体の協力も得ることができましたので、新しい形のエネルギーマネジメント事業として調査を進めることができると考え

ております。また、9月3日には、熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとの屋根を活用したメガソーラ発電所建設事業に関する協定の調印を熊本いいくに県民発電所株式会社様と締結することができました。最終処分場エコアくまもとの完成も間近に迫っておりますが、完成後にはメガソーラ発電所とあわせて、熊本県の北の環境教育の拠点となり、町の活性にも大きく役割を果たしていただくことになると期待しております。

その他企業誘致関連事業につきましては、現在数社と大型増設の調印に向けて調整をしており、近いうちに町の明るい話題として御紹介できるのではないかと楽しみにしております。

延寿荘の民営化については、移管法人への募集手続が既に終わっておりますので、今後、診査及び候補者の選定を行い、協定を締結、そして契約にすすめることができると考えているところでございます。

南関町合併60周年の記念事業は、10月17日土曜日に記念式典やパネルディスカッション、功労者表彰などと計画をしており、翌18日日曜日には、合併60周年記念事業として、健康づくりウォーキングとグラウンドゴルフ大会を開催し、子どもから大人までのたくさんの参加者の皆さんに楽しんでいただければと思います。

また、昨年度は南関中学校3年生と実施した意見交換会については、中学校からの要望で、今年度は7月10日に全校生徒へ私の講話をしたあとに意見交換会を開催させていただきましたが、15人ほどの生徒の皆さんからまちづくりに対する幅広い意見や要望をいただきましたので、その場で回答はしておりますが、中学生の皆さんの考え方をこれからのまちづくりに生かしていければと思っております。

昨年も開催しました地域懇談会は、今年度は合併60周年の事業等もありますので、11月の中旬をめどに各校区1回ずつの開催で調整をさせていただきたいと考えております。そのかわりというのはどうかと思いますが、町議会からも提案がありました南関高校生を対象とした「高校生議会」を計画させていただければと考えているところであります。

以上、現在の状況等を含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、平成26年度南関町財政健全化判断比率の状況についてが1件、条例の一部改正が2件、平成26年度一般会計のほか各特別会計の歳入歳出認定についてが8件、平成27年度一般会計補正予算のほか、各特別会計の補正予算が5件、字の区域の変更についてが1件、町道の路線認定が1件、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてが1件を提案しております。特に一般会計補正予算は、介護保険費の地域介護、福祉空間整備補助金2,448万2,000円、

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金3,000万円と農地等災害復旧費の現年債1,359万9,000円、公共土木施設災害復旧費の同じく現年債として764万9,000円など、1億1,283万6,000円を増額し、一般会計の総額を57億3,895万4,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げまして、定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、報告第2号から日程第25、議案第73号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第2号から日程第25、議案第73号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 5 | 報告第 2号 | 平成26年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第 6 | 議案第54号 | 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第55号 | 南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第56号 | 平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第57号 | 平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第58号 | 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第59号 | 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第60号 | 平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第61号 | 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第14 | 議案第62号 | 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第15 | 議案第63号 | 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第16 | 議案第64号 | 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算 |

認定について

- 日程第 17 議案第 65 号 平成 27 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 18 議案第 66 号 平成 27 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 19 議案第 67 号 平成 27 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 20 議案第 68 号 平成 27 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 69 号 平成 27 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 70 号 平成 27 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 23 議案第 71 号 字の区域の変更について
- 日程第 24 議案第 72 号 町道の路線認定について
- 日程第 25 議案第 73 号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、確認をしてください。

事務局長。

○議会事務局長（寺本一誠君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私からは、報告第 2 号それから議案第 54 号及び議案第 55 号までを続けて御説明いたします。

初めに、報告第 2 号、平成 26 年度南関町財政健全化判断比率の状況について、御説明いたします。

地方分権社会におけるそのふさわしい地方の財政の健全化を推進するため、地方公共団体の財政健全化に関する法律が平成 19 年に制定されております。その第 3 条において、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けたあと、速や

かに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定しているところでございます。

議案書 2 ページを御覧ください。

実質赤字比率につきましては、早期健全化基準が 15% に対しまして、実質収支額が 8,879 万 6,000 円の黒字でありましたので、実質赤字率はございません。

続きまして、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準が 20% に対しまして、特別会計を含めました実質収支額が 2 億 8,436 万円の黒字でございましたので、これも連結実質赤字比率はございません。

また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を過去 3 年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準が 25% に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の 8.4% となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率でございますが、早期健全化基準が 350% に対しまして、当町の将来負担比率は基準内の 3.4% となっております。

なお、監査委員の意見書は別所添付のとおりでございます。

以上、報告いたします。

第 54 号議案、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

町では、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために、個人情報の保護が重要であることから、より適切な個人情報保護対策を実施するため南関町個人情報保護条例を制定しております。平成 25 年 5 月 31 日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されました。このことに伴い、平成 27 年 10 月から国民一人一人の行政手続において、個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策分野の行政手続において、地方公共団体は個人番号がひもずいた個人情報、いわゆる特定個人情報を利用、提供することができるようになります。この特定個人情報は、他の個人情報に比べ高度な個人識別機能を有することから、特定個人情報保有する地方公共団体は、より厳格な保護措置を講ずるよう番号法で規定されております。そのため、個人情報の取り扱いについての基本事項を定めております南関町個人情報保護条例を改正し、特定個人情報の収集、利用、提供及び開示等、番号法の規定に沿った内容にするため、この条例の改正を行うものでございます。

以下は議案書を用いて説明をいたします。

南関町個人情報保護条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正いたします。

まず定義でございますが、定義を定める第2条中に第4号で特定個人情報、そして第5号で保有特定個人情報を追加しているところです。

次に、収集の制限の見出しであります個人情報の収集の制限を定めた第6条の次に、「特定個人情報の収集の制限」を見出しとして、第6条の2を新たに設けております。

次に、利用及び提供の制限を見出しといたしました第12条の次に、「保有特定個人情報の利用の制限」を見出しとして、第12条の2を、さらに「特定個人情報の提供の制限」を見出しとして第12条の3を新たに設けております。これらは個人情報と特定個人情報を区別して扱うこととしているものでございます。また、情報の開示、訂正、利用停止につきましては、個人情報については未成年者又は成年被後見人の法定代理人が請求できるとしておりますが、特定個人情報にあつては、未成年もしくは青年後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人も請求ができるものとしたものでございます。また、27条の他の法令との調整といたしまして、開示、その他の個人情報の取り扱いの手続きについては、他の法令に同一方法が認められる場合でも特定個人情報については、番号法に基づく開示を行うこととしております。

さらに28条は、費用の負担を定めておりますが、第3項を追加いたしまして、実施期間は開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難、その他特別な理由があると認めるときは、当該保有特定個人情報の写しの作成又は送付に関する費用を減額し又は免除することができるものと開示手数料の減免も規定をしております。

また、36条では、自己の個人情報が目的外使用制限、収集、保管制限、特定個人情報ファイル作成制限、利用、提供制限に違反したと認めるときは、利用停止請求ができると定めたものでございます。

そのほかにつきましては、追加、削除した条項の整理、それから改正に伴う字句の訂正等でございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年10月5日から施行すると規定したものでございます。

以上で、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について提案理由及び議案の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようお願いいたします。

続きまして、第55号議案、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明をいたします。

今回改正いたしますのは、地方自治法第96条及び第228条の規定、並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により条例の改正をする必要があるためでございますが、3つの施行期日に分けて改正を行っております。

まず、地方自治法第96条もありますが、第228条によりますと、分担金、使用料、加入金及び手数料に関する条項については、条例でこれを定めなければならないと規定しているところでございます。このことから10月1日から実施予定の乗合タクシーの運賃を条例で定める必要がありますので、一般、障がい者、小学生と区分した運賃を定めたものでございます。この条例部分の施行日は、平成27年10月1日から施行すると定めております。

次に、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行によるものですが、番号法の施行がそれぞれ異なっております。そのため附則第1号と第2号で分けております。まず、第1号では、通知カードの再交付手数料を500円と定めた規定でございますが平成27年10月5日から施行するとしております。第2号の規定は、不要となった住民基本台帳カードの交付手数料を削ること及び新たに個人番号カードの再交付手数料を800円と定めた規定を平成28年1月1日から施行するものとしたものでございます。

以上で、南関町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び議案の説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 会計課長。

○会計管理者（木村浩二君） 第56号議案、平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから第64号議案、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して御説明申し上げます。

今回御提案しております決算につきましては、平成26年度に御審議をいただき議決されました歳入歳出予算の執行の実績を示したものであります。これらの9件の決算書は、監査委員の審査に付され、先月8月26日付けで歳入歳出決算及び定額資金運用、基金運用状況調書の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付すために御提案するものでございます。

お手元にお配りしております決算認定に関しましての説明資料の平成26年度各会計歳入歳出決算総括表、並びに各決算書で御説明いたします。

最初に説明資料の決算総括表を御覧ください。

一般会計歳入歳出決算と8件の特別会計歳入歳出決算をあわせた収支状況につきましては、総括表の一番下の行の合計欄B列で歳入決算額92億9,563万7,388円、C列で歳出決算額89億9,949万8,407円、D列の差し引き残額は2億9,613万8,981円となり、前年度に対して7,573万202円の20.4%の減となる形式収支額となっております。

まず、第56号議案、平成26年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は63億3,895万9,400円、B列の歳入決算額で57億6,082万7,711円、C列の歳出決算額は56億6,025万2,587円で、D列の差し引き残額は1億57万5,124円となります。前年度に対しまして33.4%の減となっております。

F列の翌年度へ繰り越すべき財源としての1,177万9,000円を差し引いたG列の実質収支額は8,879万6,124円です。同額を繰越金として平成27年度に繰り越しており、前年度と比較しますと、3,269万9,641円、26.9%の減となっております。また、F列の繰越事業分の翌年度繰越額としまして5億8,151万3,000円です。その主なものとしまして、土木費の社会資本整備総合交付金事業、衛生費の地域振興対策事業、総務費の地域創生先行型事業等でございます。また、不納欠損額は、町税の90万4,344円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページを御覧ください。

まず、1ページから3ページの歳入につきまして、3ページの歳入合計欄の収入済額計57億6,082万7,711円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず、10款地方交付税18億9,639万3,000円、32.9%です。1款町税10億8,749万3,593円、18.9%。14款国庫支出金8億256万3,867円、13.9%。続きまして、21款町債7億6,124万8,000円、13.2%。15款県支出金4億4,283万8,173円、7.7%等となっております。

4から6ページの歳出につきまして、6ページの歳出合計欄の支出済額計56億6,025万2,587円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順に、まず、3款民生費16億5,507万5,828円、29.2%。4款衛生費7億7,771万792円、13.7%、7款土木費7億1,491万3,268円、12.6%。2款総務費6億4,773万9,697円、11.4%、11款公債費6億2,116万8,143円、11.0%。9款の教育費6億1,209万8,768円、10.8%等となっております。前年度と比較いたしますと、歳入が1億292万1,673円、1.8%の増。歳出が1億5,226万9,714円、2.8%の増です。ともに

増加しておりますのは、平成25年度からの繰越事業を含む社会資本整備総合交付金事業費の約4億2,200万円、地域振興対策事業費としまして約3億5,900万円、また、臨時福祉給付金3,923万円等が主なものでございました。

総括表を御覧ください。

次に、第57号議案、平成26年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は14億9,086万2,000円、B列の歳入決算額で14億9,934万8,731円、C列の歳出決算額は14億4,310万8,343円で、D列の差し引き残額は5,624万388円となります。同額を繰越金としまして、平成27年度に繰り越しております。前年度に比較しまして34万4,316円、0.6%の増となっております。また、不納欠損額といたしまして、国民健康保険税307万2,938円を不納欠損処理しております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、2ページの歳入合計欄の収入済額計14億9,934万8,731円の構成比率は大きい順に、3款国庫支出金4億1,989万988円、比率で28.0%、5款前期高齢者交付金2億7,969万7,784円、18.7%、7款共同事業交付金2億352万5,576円、13.6%、1款国民健康保険税1億9,790万3,036円、13.2%、9款の繰入金1億4,150万3,060円、9.4%等でございます。前年度との比較では、交付金の減等によりまして6,963万2,922円、4.4%の減となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額計14億4,310万8,343円の構成比率につきましては、大きい順に、2款保険給付費9億9,483万3,599円、68.9%、7款共同事業拠出金1億9,459万2,949円、13.5%、3款後期高齢者支援金等1億5,885万5,497円、11.0%、6款介護納付金7,136万2,993円、4.9%等となっております。前年度との比較では、保険給付費の減等によりまして6,997万7,238円、4.6%の減となっております。

続きまして、決算の総括表のほうをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続けてください。会計課長。

○会計管理者（木村浩二君） 続きまして、決算総括表を御覧ください。

第58号議案、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は1億5,279万5,000円、B列の歳入決算額は1億5,062万8,114円、C列の歳出決算額は1億5,062万8,114円の同額となり、D列の差し引き残額はゼロ円となります。繰越額はございません。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計1億5,062万8,114円の構成比率は大きい順に2款繰入金1億408万8,404円、69.1%、7款使用料及び手数料2,916万3,890円、19.4%等、4款町債970万円、6.4%等となっており、前年度と比較しますと、事業費の減等に伴いまして、国庫支出金、町債の減によりまして、6,155万6,704円の29.0%の減となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計1億5,062万8,114円の構成比率につきましては、大きい順に3款公債費7,793万1,360円、51.8%、1款総務費6,571万1,981円、43.6%、2款事業費698万4,773円、4.6%となっており前年度と比較しますと、事業費の減等によりまして、6,155万6,704円、29.0%の減となっております。

続きまして、決算総括表をお願いいたします。

次に、議案第59号議案、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は481万1,000円、B列の歳入決算額448万5,327円、C列の歳出決算額も448万5,327円の同額となり、D列の差し引き残額はゼロ円となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計の決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計448万5,327円の構成比率につきましては、大きい順に、5款繰入金279万7,507円、62.4%、2款使用料及び手数料158万7,800円、35.4%等となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計448万5,327円の構成比率につきましては、大きい順に、1款総務費266万4,497円、59.

4%、3款公債費182万830円、40.6%でございます。

前年度と比較しますと、総務費の減に伴う繰入金の減額により、歳入歳出それぞれ85万9,694円、16.1%の減となっております。

続きまして、決算総括表をお願いいたします。

次に、第60号議案、平成26年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は14億42万円、B列、歳入決算額で13億8,002万4,599円、C列、歳出決算額は13億1,794万8,723円で、D列の差し引き残額は6,207万5,876円となります。同額を繰越金として平成27年度に繰り越しております。前年度と比較して1,885万1,237円、23.3%の減となっております。不納欠損額といたしまして、介護保険料55万265円を不納欠損処理しております。

続きまして、介護保険事業特別会計の決算書の1ページから5ページを御覧ください。

まず、1ページから2ページの歳入につきましてでございますが、2ページの歳入合計欄の収入済額計13億8,002万4,599円の構成比率につきましては、大きい順に、4款支払基金交付金3億6,723万9,000円、26.6%、3款国庫支出金3億6,461万5,488円、26.4%、1款保険料1億9,522万2,340円、14.1%、5款県支出金1億8,427万77円、13.4%、7款繰入金で1億7,582万1,988円、12.7%等となっております。前年度と比較しますと、国庫支出金や支払基金交付金の増等によりまして、4,227万4,611円、3.2%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額計13億1,794万8,723円の構成比率につきましては、大きい順に、2款の保険給付費12億4,879万5,145円、94.7%、4款の地域支援事業費3,765万1,514円、2.9%、1款総務費1,508万5,801円、1.1%等となっております。保険給付費の増等によりまして、6,107万5,848円の4.9%の増でございます。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第61号議案、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は2億5,300万2,000円、B列、歳入決算額で2億5,397万3,079円、C列、歳出決算額は1億7,710万8,118円で、D列の差し引き残額は7,686万4,961円となり、同額を繰越金といたしまして平成27年度に繰り越しております。前年度と比較いたしまして、136万3,260円、1.8%の増となっております。

続きまして、介護サービス事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計2億5,397万3,079円の構成比率につきましては、大きい順に、1款サービス収入1億7,803万5,425円、70.1%、9款繰越金7,550万1,701円、29.7%等となっており、前年度と比較では、繰越金の減等によりまして、783万8,733円、3.0%の減となっております。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額計1億7,710万8,118円の構成比率につきましては、大きい順番に申し上げますと、1款総務費1億4,907万7,303円、84.2%、2款サービス事業費2,375万4,015円、13.4%等となっております。前年度の比較では、総務費の減等によりまして、920万1,993円、4.9%の減となっております。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第62号議案、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は9,793万5,000円、B列、歳入決算額で9,646万2,914円、C列、歳出決算額も9,646万2,914円の、同額となりD列の差し引き残額はゼロ円となります。繰越金額はございません。前年度と比較しまして、808万3,000円のカイゲンとなっております。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計の決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計9,646万2,914円の構成比率につきましては、大きい順に、5款繰入金3,049万6,433円、31.6%、2款材料及び手数料2,940万1,880円、30.5%、8款町債1,890万円、19.6%等となっております。前年度と比較して、国庫支出金の減等によりまして、5万3,467円、0.1%の減です。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額計9,646万2,914円の構成比率につきましては、大きい順に、2款事業費4,726万2,78円、49.0%です。1款総務費3,350万5,228円、34.7%、3款公債費1,569万7,408円、16.3%となっており、前年度と比較しますと、事業費の増等によりまして、802万9,533円で、9.1%の増でございます。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第63号議案、平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は1億2,926万4,000円、

B列、歳入決算額で1億2,480万7,769円、C列、歳出決算額は1億2,442万5,137円で、D列の差し引き残額は38万2,632円となり、同額を繰越金として、平成27年度に繰り越しております。前年度の比較では、15万5,500円、28.9%の減となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計1億2,480万7,769円の構成比率につきましては、大きい順に、1款後期高齢者医療保険料6,944万9,100円、55.6%、3款繰入金5,475万5,437円、43.9%等となっております。前年度と比較しまして、後期高齢者医療保険料の減等によりまして80万3,147円、0.6%の減でございます。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計1億2,442万5,137円の構成比率につきましては、大きい順に、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,398万5,320円、99.6%、1款総務費34万4,717円、0.3%等となっております。前年度と比較しまして、広域連合納付金の減等によりまして67万7,647円、0.5%の減となっております。

決算総括表をお願いいたします。

最後に、第64号議案、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございます。総括表のA列、歳入歳出予算額は2,821万円、B列、歳入決算額で2,507万9,144円、C列の歳出決算額も同額の2,507万9,144円で、差し引き残額はゼロ円です。繰越額はございません。

続きまして、宅地分譲事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額計2,507万9,144円は、2款1項一般会計繰入金です。前年度と比較しまして、繰入金の減によりまして、360万3,230円、12.6%の減となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額計2,507万9,144円は、1款1項宅地分譲事業費で、前年度と比較しまして事業費の減によりまして360万3,230円、12.6%の減でございます。

以上、第56号議案から第64号議案までの説明をしましたが、地方自治法第233条第3項及び第5項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第65号議案、平成27年度南関町一般会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,283万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,895万4,000円とするものでございます。合わせて、事業料等の変更に伴いまして、地方債の追加、変更を行うものでございます。

次のページをお願いします。歳入でございます。1款町税、2項固定資産税1,177万2,000円を追加しまして、5億9,288万9,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金38万6,000円を追加して、68万6,000円とするものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金838万1,000円を追加して、3億5,465万7,000円とし、2項国庫補助金355万5,000円を追加して、3億7,223万円とするものでございます。

15款県支出金、1項県負担金54万6,000円を追加して、2億1,684万8,000円とし、2項県補助金6,724万2,000円を追加して、2億4,607万円とし、3項県委託金24万6,000円を減額して、2,897万8,000円とするものでございます。

20款諸収入、4項雑入593万8,000円を追加して、8,318万3,000円とするものでございます。

21款町債、1項町債1,526万2,000円を追加し、7億4,796万2,000円とするものでございます。歳入合計56億2,611万8,000円のところを1億1,283万6,000円を追加して、57億3,895万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費354万6,000円を追加して、5億4,890万3,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費416万6,000円を追加し、2,807万円とし、4項選挙費15万円を追加し、1,915万7,000円とし、5項統計調査費26万4,000円を減額し、790万2,000円とするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費5,569万5,000円を追加し、12億3,876万4,000円とし、2項児童福祉費204万4,000円を追加し、4億7,1

23万1,000円とするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費52万1,000円を追加し、2億4,383万7,000円とし、3項水道費24万7,000円を追加し、319万2,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費130万5,000円を追加し、2億8,063万4,000円とし、2項林業費28万6,000円を追加し、1,187万円とするものでございます。

6款商工費、1項商工費90万2,000円を追加し、1億4,370万2,000円とするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費14万5,000円を追加して、7,740万2,000円とし、2項道路橋梁費3万円を追加して、4億8,512万8,000円とし、3項河川費4,000円を追加して、411万1,000円とし、4項住宅費10万円を追加して、7,571万2,000円とし、5項下水道費56万1,000円を追加して、1億1,943万9,000円とするものでございます。

8款消防費、1項消防費103万5,000円を追加して、2億200万3,000円とするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費63万5,000円を追加して、4,301万9,000円とし、次のページでございます。2項小学校費100万円を追加して、9,768万6,000円とし、3項中学校費117万円を追加し、9,680万4,000円とし、4項社会教育費26万1,000円を追加し、1億657万5,000円とし、5項保健体育費4万5,000円を追加し、2億9,189万円とするものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費1,372万2,000円を追加し、1,372万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費764万9,000円を追加して、765万円とするものでございます。

12款予備費、1項予備費1,788万1,000円を追加して、2,695万1,000円とするものでございます。歳出合計56億2,611万8,000円のところを1億1,283万6,000円を追加して、57億3,895万4,000円とするものでございます。

第2表は地方債の変更でございます。

災害復旧事業費560万円を追加するものでございます。また、臨時財政対策債ですが、限度額を996万2,000円を増額して、1億9,666万2,000円とするものでございます。

次は8ページをお開きください。歳入の内容説明でございますが、主なものだけ

を御説明いたします。1 款町税、2 項固定資産税、1 目固定資産税、1 節現年課税分が1,177万2,000円を増額しております。これは今年度は評価替えの年でございますが、在来家屋の据え置きが多くあって、下がり方が当初の見込みより少なかったことによります。

1 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、3 目災害復旧国庫負担金、1 節公共土木施設災害復旧国庫負担金でございます。510万1,000円、現年災にかかるものでございます。

1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務費国庫補助金でございますが683万5,000円、社会保障・税番号制度事務補助金でございます。当初予算の分の個人番号カード交付事業費補助金を367万8,000円でございますが、それを担当替えを行いました。それで交付額決定に伴いまして、1,000円を減額しておりますが、個人番号カード交付事務補助金の33万2,000円を合計したものでございます。なお、自治体中間サーバー・プラットフォーム補助金の650万4,000円と、あとで歳出で出てまいりますけれども、個人番号カード交付事業費補助金はJ-LIS地方公共団体情報システム機構に事業費負担金として支払うものでございます。

次のページ、1 5 款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、1 節社会福祉兼補助金でございます。5,448万2,000円、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金としておりますが、これもあとで歳出で出てまいります。認知症のグループホーム1ユニット分が3,000万円、それから介護予防事業の対象地区、公民館の改修補助といたしまして5カ所分、2,448万2,000円を支出するものでございます。それから同じ2 項県補助金でございます。9 目災害復旧費県補助金は、1 節農林水産施設災害復旧費県補助金で、1,008万9,000円、これは現年災にかかるものでございます。

次のページをお開きください。

2 1 款町債、1 項町債、1 1 目臨時財政対策債、1 節臨時財政対策債966万2,000円を増額しております。

続きまして、歳出の内容説明でございますが、これも主なものだけ説明をさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費の7 目企画費でございます。1 9 節負担金補助及び交付金でございますが、282万5,000円、社会保障・税番号制度事務負担金ということで、先ほど歳入でも御説明いたしましたとおり、担当替えをしておりますので、減額をした上で、中間サーバー・プラットフォーム負担金650万4,000円を計上した結果、282万5,000円としたものでございます。

次のページをお開きください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございますが、19節負担金補助及び交付金でございます。367万8,000円、これは先ほど申しあげました2款、1項、7目、19節から担当替えでしております。その分で事務負担金でございます。

次に、14ページをお開けください。

3款の民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費、19節負担金補助及び交付金でございますが、5,448万2,000円を支出しております。先ほど収入のところへ申しあげました介護予防公民館改修の5カ所分で2,448万2,000円、それからグループホーム1ユニットの分で3,000万円でございます。

次に、17ページをお願いいたします。

17ページ8款消防費、1項の消防費、2目非常備消防費でございます。18節備品購入費124万1,000円を消防備品として歳出を計上しております。これは歳入の雑入のところへございますが、消防団の公務災害補償等共済の基金から、歳出をされるものでございました。消防団員の安全装備品、整備費助成事業に申請をして、トランシーバの58台を購入するものでございます。雑入では124万円の歳入がございます。

19ページをお願いいたします。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、15節工事請負費でございます。1,359万9,000円現年災にかかるもので、6月から8月にかけて4回にわたる大雨による災害復旧でございます。同じく、10款ですが、2項公共土木施設災害普及費、1目河川等災害復旧費、15節工事請負費、同じ原因によるものでございますが、764万9,000円現年災にかかるものでございます。

以上で、説明を終わります。

御審議の上、御承認賜われますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第66号議案、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,631万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億8,635万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。6款県支出金、2項県補助金、6万4,000円を追加し、7,234万7,000円とするものでございます。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 万円を追加し、7,530 万 6,000 円とする
ものでございます。

10 款繰越金、1 項繰越金 5,623 万 7,000 円を追加し、5,623 万 9,000 円とし、歳入合計補正額 5,631 万 1,000 円を追加し、歳入合計 16 億 8,635 万 8,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費 7 万 5,000 円を追加し、450 万 1,000 円とするものでございます。

8 款保健事業費、2 項保健事業費 1 万 6,000 円を追加し、836 万円とし、11 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金 836 万円を追加し、896 万 5,000 円とし、12 款予備費、1 項予備費 4,786 万円を追加し、5,491 万 1,000 円とし、歳出合計補正額 5,631 万 1,000 円を追加し、歳出合計 16 億 8,635 万 8,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

上の 6 款県支出金、2 項、2 目システム改修費補助金、1 節システム改修費補助金 6 万 4,000 円を追加するものでございます。

1 つ飛ばしまして、10 款繰越金、1 項、1 目療養給付費交付金繰越金、1 節療養給付費交付金繰越金 303 万 4,000 円を追加するもので、退職被保険者医療分でございます。次に、2 目その他繰越金、1 節その他繰越金 5,320 万 3,000 円を追加するもので、これは、一般分の繰り越しでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。

1 款総務費、1 項、1 目一般管理費、13 節委託料 6 万 5,000 円を追加するものでございます。これは国民健康保険税システムの改修費でございます。

1 つ飛ばしまして、11 款諸支出金、1 項、3 目償還金、23 節償還金及び利子割引料 836 万円を追加するものでございます。主なものといたしましては、療養給付費交付金返還金 303 万 5,000 円、療養給付費等負担金返還金 498 万 1,000 円でございます。平成 26 年度の実績によるものでございます。

続きまして、12 款予備費、1 項、1 目予備費 4,786 万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第 67 号議案、平成 27 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,555万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。2款繰入金、1項一般繰入金に56万1,000円を追加して、1億1,943万9,000円とし、8款県支出金、1項県補助金に50万円を追加して、150万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費を106万1,000円増額して、6,993万2,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。2款繰入金、1項一般繰入金、1目一般繰入金、1節一般会計繰入金に56万1,000円を追加し、8款県支出金、1項県補助金、1目公共下水道費県補助金、1節公共下水道費県補助金に、生活排水適正処理重点推進事業補助金として50万円を追加するものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費は、1項総務管理費、1目一般管理費、9節旅費に7,000円、11節需用費に、下水道検査済証シールの印刷製本費として5万4,000円、19節負担金補助及び交付金に下水道排水設備工事費助成金として、100万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第68号議案、平成27年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,744万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億2,154万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。7款繰入金、1項一般会計繰入金2万5,000円を追加し、1億8,497万2,000円とし、次に、8款繰越金、1項繰越金5,207万6,000円を追加し、6,207万6,000円とするものでございます。

次に、9款諸収入、3項雑入533万9,000円を追加し、540万1,000円とし、歳入合計補正額5,744万円を追加し、歳入合計14億2,154万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費

2万5,000円を追加し、337万4,000円とし、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金725万8,000円を追加し、729万9,000円とするものでございます。

次に、8款予備費、1項予備費5,015万7,000円を追加し、7,357万9,000円とし、歳出合計補正額5,744万円を追加し、歳出合計14億2,154万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。上から1つ飛ばしまして、8款繰越金、1項、1目繰越金、1節繰越金5,207万6,000円を追加するものでございます。

次に、9款、3項、2目過年度収入、1節過年度収入533万9,000円を追加するもので、介護給付費県負担金211万1,000円、地域支援事業支払基金交付金322万8,000円でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の説明でございます。上から1つ飛ばしまして6款諸支出金、1項、3目償還金、23節償還金利子及び割引料725万8,000円を追加するもので、主なものとしたしましては、介護給付費国庫負担金返還金476万円、介護給付費等事業支払基金交付金返還金153万6,000円でございます。

次に、8款、1項、1目予備費5,015万7,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで昼食のため1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時03分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。69号議案から説明をしてください。延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第69号議案、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出それぞれ1,686万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,132万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入、9款、1項繰越金1,686万4,000円を追加し、7,686万4,000円とし、歳入合計を2億5,132万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出につきましては、1款、1項施設管理費を38万3,000円追加するものでございます。また、4款、1項予備費を1,648万1,000円追加し、8,187万1,000円とし、歳出合計を2億5,132万3,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入でございます。

9款、1項、1目、1節繰越金といたしまして1,686万4,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。

1款、1項、1目一般管理費、11節需用費の修繕費として、38万3,000円を追加するものでございます。これはデイサービス事務所雨漏り修理です。また、4款、1項、1目予備費として、1,648万1,000円を追加し、予算調整するものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第70号議案、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,791万4,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金38万1,000円を追加し、38万2,000円とし、歳入合計補正額38万1,000円を追加し、歳入合計1億2,791万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金19万円を追加し、1億2,717万1,000円とし、4款予備費、1項予備費19万1,000円を追加し、29万1,000円とし、歳出合計補正額38万1,000円を追加し、歳出合計1億2,791万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の説明でございます。4款繰越金、1項、1目繰越金、1節繰越金に38万1,000円を追加するもので、決算に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の説明でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金の被保険者保険料負担金に、平成26年度精算分といたしまして、19万円を追加し、次に、4款、1項、1目予備費に、19万1,000円を追加するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第71号議案につきまして御説明をさせていただきます。

字の区域の変更についてでございます。平成24年度から実施いたしました県営土地改良事業で、南関東地区中山間地域総合整備事業のうち、堂突工区の過剰事業の実施に伴い字界の変更をするものでございます。

熊本県知事から字の区域の変更申請書の提出がございました区域といたしますのは、南関東地区中山間地域総合整備事業の肥猪町及び相谷の堂突地区でございます。堂突地区の状況といたしましては、その農用地というのは、中山間地に広がる水田地帯に位置しまして、区画、農道、用排水路の整備が遅れておりました。よって、本事業によって用排水路の整備、農道改良を行うことで、生産性を向上させ、農家経営の安定を図るために行ったものでございます。

堂突地区は1.6ヘクタールで、区画整理を総合的に実施し、現在委託先であります熊本県土地改良事業団体連合会が換地処分に向けて調整を行っているところでございます。

換地処分につきましては、事前に新たな土地に区画、形状に合わせて字の区域を変更することとなりますが、今回は区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第206条第1項の規定によって議会の議決を経る必要がありますので、提案をさせていただきます。

以下は、議案書を元に説明をさせていただきます。

肥猪町奈良水の区域、291、298、308、309に隣接する水路である公有地の全部並びに298の地先から300の地先及び302の地先の道路に隣接する・・いろである公有地の全部を相谷堂突に変更し、そして次に、肥猪町十時の区域146-1、147、148、289に隣接する道路、水路である公有地の全部を相谷堂突に変更し、最後に相谷下堂突の区域であります1523-2に隣接する道路である公有地の全部を相谷堂突に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第72号議案、町道の路線認定について御説明申し上げます。

提案理由は、路線を認定しようとする場合は、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

参考資料をお願いいたします。今回、提案いたします路線番号360、路線名井出の上～前原線は、県道玉名八女線の関東バイパス開通に伴う旧県道の県からの引き継ぎに伴うもので、起点を関東字番匠田下839番1地先から終点を関東字影平1069番5地先までとする、延長514メートルの道路でございます。

道路法第8条第1項の規定により、町道として認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 第73号議案、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について御説明をいたします。

提案理由は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を大牟田市と締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

なお、協定の相手方であります大牟田市においては、市議会9月定例会に同文を提案されているところでございます。

それでは次のページの別紙、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書を御覧ください。

まずは、文化事業の連携拡大を図るための変更協定でございます。

これまでの協定では、図書館の相互利用のみの連携でございましたが、圏域内の文化振興を加えることとしております。町の文化事業に関する情報の提供とともに、大牟田市の文化事業の情報収集発信や連携して文化事業を実施することとしております。変更内容につきましては、表のとおりでございます。

次は、地域公共交通についてでございます。

その取り組みにつきましては、維持及び確保に加えて、需要促進を図ることとしております。また、当町の役割としては、乗合タクシーの運行と「また、公共交通の維持確保及び利便性の向上のための調査、検証を行う。」を加えることとしております。町が乗合タクシー事業を実施することから、利便性の向上を図るため、連携して調査、検証を行うこととするものでございます。

次に、道路等の交通インフラの整備についてでございます。

有明海沿岸道路だけでなく、圏域内の主要道路のアクセス向上のため連携を行うもので、道路整備の促進では甲の役割の欄の「地域高規格道路有明海沿岸道路」を「主要幹線道路」に、「当該道路や主要幹線道路との」を「圏域内の」に改め、同項乙の役割の欄中、「地域高規格道路有明海沿岸道路や」を削り、「主要幹線道路との」を「主要幹線道路の整備促進に向けた取り組むとともに、圏域内の」に改めることとしております。

次に、圏域内外の住民との交流及び移住の促進についてでございます。

主に三池港や宮原抗など、三池炭鉱関連施設が明治日本の産業革命遺産として、世界遺産に登録されたこともあり、既存の地域資源と合わせて活用する取り組みを行うもので、地域資源を生かした圏域内外の交流では、「にぎわい交流拠点の整備を行うとともに、」を削り、同項甲の役割の欄中、「地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進めるを甲の区域内に存在する近代化産業遺産を初めとする地域資源の魅力の向上及び活用を図り、にぎわいの創出に努める」に改めるなどとしております。

次に、戦略的な広域環境の振興では、これまでの取り組みに加えまして、圏域内への集客の増加や周遊を図るための催事を行うこととしております。

最後に、その他安心・安全情報システムにつきましては、「構築」から「運用」に変更いたします。現在運用しております「愛情ねっと」につきまして、さらに連携を深め、システムの安定的な運営を図ることといたしております。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、提案理由の説明を終了します。

-----○-----

日程第26 一般質問について

○議長（酒見 喬君） 日程第26、一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次質問を許します。

2番議員の質問を許します。2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 改めまして、こんにちは。2番議員の杉村です。私がトップバッターとして質問するわけなんですけど、私のほうから今回は2点ですね、質問いたします。

まず最初に、鷹の原城址周辺整備について、この件については、南関町においては、鷹の原城址の発掘調査を実施されてきましたが、その後はどうなっているのか。また、これまで投じた経費の総額を具体的にお伺いします。また、発掘調査後の整備と御茶屋跡の総合整備計画の考えはないかをお尋ねいたします。

続きまして、関川、竜瀬川ですけど、除草及び公園化についてということでお尋ねをいたします。町のメインであります関川が流れておりますが、南関橋周辺、南関高校前ですね、と、現在茅や外来種の雑草等が繁殖し、また、土砂が堆積している状況であります。また、水害の危険性、景観が損なわれているためですね、県への要望をお尋ねいたします。

このあとは自席にて質問いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（酒見 喬君） 2番議員の一般質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 2番、杉村議員の鷹ノ原城址周辺整備についての御質問にお答えします。

平成9年度南関インターチェンジ周辺の開発に伴う史跡発掘調査として始められた鷹ノ原城跡の発掘は、平成23年度をもって終了しております。発掘途上に出現しました石垣のつくりや本丸への西小淵の石組みなどから、南関城の威容が明らかになり、文化庁にも注目される熊本の北の守りとしての端城址であり、重要な文化財の1つに位置づけられようとするものであります。また、これまでには文化庁調査官や熊本大学の指導を受けながら、平成25年度までに発掘調査の総合報告書をまとめが行われてきたところであります。今年度は既に指定を受けて観光資源としても活用されております南関御茶屋跡に加えて城の原官軍墓地、南関城跡の一部を町の重要な史跡、歴史史跡ゾーンとして結び、散策路の整備を行いながら、町づくりの目玉として活用ができるかということで、そういったところで進めていきたいと考えているところでございます。なお、詳細につきましては、教育長、教育課長が答弁いたします。

次に、関川、竜瀬川の除草及び公園化についての御質問にお答えします。関川河川の除草や堆積物の掘削につきましては、以前より県に要望を行ってきたところであります。昨年度は放水合戦が行われる会場で、南関高校前を実施してございまして、今年度はその下流を実施するというのを聞いております。しかしながら、昨年度実施した箇所にも既に雑草等も生えてきておりますので、今後も継続して要望していきたいと考えております。

次に、関川の公園化につきましては、平成11年度に策定した中心市街地活性化基本計画に基づき、その事業の一環としてうから館前の関川の河川改修に伴う、親水公園整備計画がありましたけれども、説明会を開き地元住民の皆さま方の意見聴取までは行いましたが、その後、事業の流れが御茶屋跡の周辺整備計画にかわり、構想段階までで実施には至っておりません。また、現時点では八重丸堰から河原田堰までの河川改修の計画がありますが、ここ5年ほどは事業が動いておらず、うから館より下流の改修が行われない状況の中では、上流の改修ができないものと考え

ているところであります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては自席、また、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 失礼します。2番杉村議員の1番目の質問、鷹の原城址周辺の整備についてのお尋ねにお答えします。

鷹の原城址という名前ですけども、発掘調査進展の中です、実は、その城の名前は「南ノ関ノ城」と呼ばれていたほうが古いということが判明し、平成23年度に名称変更手続きを行って、以後「南関城」として呼称することになりましたので、これ以降、南関城として答弁してまいります。

発掘調査は、先ほど町長述べられたように、平成9年度に開始されたわけですが、城全体を発掘する作業ではなくて、本丸から三の丸までの要所に絞った調査として実施されてきました。調査は23年度をもって終了し、文化庁に対する調査報告を行って、熊本県教育長の文化を通じて文化庁へ報告書提出を行っています。これが最終の総合報告書です。かなり分厚いものですけどもね。それを受けて、23年度から25年度にかけて、3回にわたって文化庁の専門官、あるいは調査官です、そして最後の25年度には主任調査官が視察に見えたわけですが、南関城は肥後藩熊本城には7つの支城、先ほど端城と町長が言われたのは、「端城」端の城、その枝城、枝の城、この中でも本丸から三の丸までを持つ最大の端城としての役目をもっていったことがうかがえる。「一国一城令」特大三代将軍による一国一城令によって、端城跡としての値打ちがある。熊本城と同じ武者返しの石垣の構えなどは、城づくりの巨匠、加藤一門の築城によるもので、認定に必要な書類が整えば、国指定史跡にするに余りあるとのレッテルが貼られています。ただし、城全体は、総面積が9.4ヘクタールを超えています。9町4反。城の裾野までの地積の該当者のいわゆる国指定史跡同様得る作業には大変な年月と労力が必要であります、これまでに耕作者の洗い出しはほぼできておりますので、今後の同意作業が大変ですが、数カ年要するかと思われま。

議員お尋ねの今後の推進計画につきましてですけど、文化庁からの国指定史跡を見込みながら、現在国の指定史跡となっている豊前街道御茶屋跡、そして南関城とも同じ場所に重なってしまっている西南の戦役、官軍墓地をルートでつなぐ、歴史探訪コースの歩道整備です、遊歩道整備を進めることによって城の原一体の眺望が、町の新たな観光資源として脚光を浴びるようになるのではないかと考えています。そのためにも、今後南関城にかかわる地権者への合同説明会の実施、あるいは個別に指定に向けた内諾折衝です、付け加えますけれども、三の丸は非常に農地

が今多いわけですが、農地は農地のまま指定が受けられるということになっております。そういうことを段階的に進めていく必要があります。発掘調査に伴うこれまでの経過とか、経費の詳細は課長から答弁をさせていただきます。

以上お答えして、後の質問は自席にてお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 2番、杉村議員の鷹の原城址の発掘調査にかかわるこれまで投じた経費の総額についての御質問についてお答えいたします。

平成9年度より発掘調査を開始、平成23年度まで調査を実施いたしました。その間、2回の報告書を作成し、平成24年度には総合報告書を作成いたしました。その後、現在までは除草作業など管理を行っております。平成9年度より平成26年度までの18年間の経費につきましては、発掘調査事業費にかかる費用が主で約8,245万円、次に報告書作成費が1,453万円、除草業務委託にかかる費用で294万円、用地購入にかかる費用で197万円、進入路整備にかかる費用で99万円、そのほか調査用地提供に伴う謝礼などで98万円ほどとなっております。以上、経費を合計いたしますと、総額1億2,386万円ほどとなっております。なお、国権補助金が4,116万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 今、説明いただきましたけど、まず、鷹の原城址に南関城ですけど、そちらについてですね、平成9年から23年まで調査が行われたということで、1億ちょっとの経費を投じて、18年間で1億4,000万円ですか、程度の金額がかかっておりますけど、まだこれからですね、先ほども説明がありましたように、町長のほうからも御茶屋跡と一体化してですね、計画がされるかと思えますけどですね、ぜひ、御茶屋跡もせっかく伝楽人さんたちが一生懸命されておりますので、一体となった整備計画として今後進めていってほしいと思っております。

この時期としては、いつごろになるかちょっと再度お伺いしたいと思いますけど。またもう1つ、御茶屋跡の計画としまして、今後どのような、今までされてるのでいいのか、今後どのようにしてほしいのかをちょっと、また、あわせてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先ほどお答えしましたようにですね、今後はまだ同意をすべての方々からもらわなければ、押していいということがもらえない関係でですね、その前の段階である御茶屋耕作者、あるいは史跡の所有者の合同説明会がいつの段

階で開けるかというのは、はっきりしてないわけですけど、少なくとももう耕作者については地籍調査終わっておりますので、ほぼですね、少なくとも説明会等については次年度までぐらいには考えたいというふうに思います。ただ、その後の御茶屋跡との関連で、あるいは遊歩道設置を含めての計画とか、それから具体的な観光資源としての活用までにはまだ数年かかるという思いでおります。何年ということはまだわかりません。今のところ決定できない段階です。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 耕作者は何名いらっしゃいますか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 耕作者、地権者の数でございますが、本丸、二の丸、三の丸という箇所が分かれておりまして、耕作者、名義人ですかね、とその亡くなられている場合は、相続権者の方含めまして、本丸で37名ほど、二の丸で61名ほど、三の丸で42名ほどいらっしゃいます。さらに、裾野の関係部分になりますと170名ほどということで、合計いたしますと260名ほどという多くの関係地権者、また、相続権者の方に上るとみられます。指定に向けては、先ほど教育長のほうからありましたように、面積が広うございますので、文化庁のほうからの意見も含めて、まずはその本丸、二の丸を一次指定といいますか、さらにその後に三の丸を含めてという形で、段階的に指定も文化庁のほうから可能であるということでお聞きしておりますので、そのように今後は関係者の方に御説明し、同意を得ていく作業に入っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 本丸から二の丸ですか、これで100名近く、100名ですか、約100名いらっしゃいますけど、この地権者の方は町外、町内、町外の方もいらっしゃいますか。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） はい。もちろん関係者の方には町外の方も含まれております。詳細なちょっと人数は、ちょっと手持ちでは持ち合わせございませんけども、調べた中においては、町内、町外含めてのこれは人数でございます。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） この役場裏のほうに位置としてはなるんですけど、以前、長谷開発がありましたよね、その方向から見ればちょうど位置的にもすぐ役場の裏ということで、インターのほうからの今、バイパスもできておりますけど、そちらのほうからの取り付けとか、なんですかね、ちょうどインターから出てちょっと高

くなってますよね、こちら南関のほうに、町のほうに来るときにですね、そちらのほうからの取り付けだったら一番いいのかなと、今のバイパスからすればもうちょっと谷がありますから、ちょっと難しいかなと思うんですけど、そういった計画等をできればインターのほうからも道をつくってこちらのほうに下りてくる、町中のほうに降りてくるそういった計画をしてもらいたいと、私は私なりにちょっと思ってるんですけど、今からですね、すぐにやれと言っても次年度からされても、この計画というのはすぐになかなか進まないのが現状でありまして、できればですね、前向きとか、検討するとか言わなくてですね、じゃんじゃん進めていってもらってですね、できるだけ早い時期にこの観光資源としてのゾーン、先ほど町長が言われましたように、そのゾーンをつくってですね、もっともっと南関町の魅力を発信していってもらいたいと思っております。

また、この整備計画につきましては、いろんな地権者等がいらっしゃいますので、すぐにはなかなか先ほど説明がありましたように、なかなか進まないかと思っておりますけど、その辺はですね、できるだけ進めて、早く進めていってもらってできるだけこの整備をしていってもらいたいと思っております。

また、1億、この18年間でこの金額を投じた割には、まだ今ちょっとストップしている状況でありますので、できるだけスムーズに整備計画を進めていってもらいたいと思っております。また、御茶屋跡のですね、せっかくお客さんも来てらっしゃいますので、どうにかもっと生かせるような官軍墓地等もほとんど皆さん御存じじゃないかと思うんですよね、そこにあるのがですね、そしてまた、こちらのほうから見えにくいところにあるものですから、そういった官軍墓地、また、南関城、御茶屋跡、そういった総合的に整備計画を進めていってもらいたいと思っております。できるだけですね、スムーズに、先ほどから申しますようにスムーズに、前向きじゃなく、検討するじゃなく進めていってもらいたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、関川の先ほど申しましたように、なんさまなんですか、泥のあれはされるんですけど、またすぐもう翌年は草が植わると、なんにもならないと、そしてまた堆積するとその繰り返しでですね、本当根本的にもう少ししてもらわないと同じ状況が生まれるんですよね、もう皆さん御存じのようにあの南関橋から見てもらったら本当もう南関のメインと言ってもいいような関川ですけど見苦しいんですよ、実際草ぼうぼうで非常に河川のほうもですね、浅くなって、泥が堆積、草が植えれば泥が自然と堆積しますので、そういった状況が生まれます。非常に危険な、出初め式のあそこの井出がありますけど、それから下、下の下流部分ですけど、そちらもすぐ川の横には家が建っております。あそこの豊屋さんですね、あそこの

辺も非常にちょっと高校のほうから合流してる部分とかもありますので、またあそこなんですか施設があって建ててありますけど、そちらのほうもですね、低い状況で非常に心配するところがあるんですよ、あそこはですね。そういった整備とせつかく整備するなら公園化みたいなですね、先ほど町長のほうからも言われましたように、計画は一応、あったんですよ、それが今は、なんですかね、計画はされたんですけどそれから実行に移されてないという状況ですので、できるだけですね、県のほうにも要望、これは県の事業と思うんですよ、河川の整備計画ということで県のほうにですね、どうにかもう少し定期的に泥を排除するだけじゃなくて、根本的に公園化そういったのができないか、町長の意見をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 公園化ということですがけれども、先ほど冒頭のお答えで申し上げましたとおり、八重丸堰から河原田堰ですね、までの河川改修ができていないということで、これが非常に大きな問題となっています。やはり河川改修の場合は下流域からしていくということが条件になりまして、上の方だけの河川改修というのはできませんので、やはりそこを今建設課長も何回も説明会等を開催してやってるんですけども、なかなか厳しい状況がございまして、私も課長、あるいは地元県議あたりも一緒になって県にもそういった要望を強く働きかけていまして、いろんな方法を使ってできないかということをやっていますけども、ただいまのところこの河川改修に対する県の予算というのが厳しい、少し減ってきているような状況もございまして、なかなか一気ににはできないんですけどもやはりその根本的な問題を解決しながらそしてそのあとに上流部の河川改修、そして公園化をどうするかということになってまいりますので、そこ辺をまず1つずつ解決しながらですね、将来の上流域の環境をどうするかということは考えていきたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この八重丸の堰等そういったのを状況としては、今の現状をちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 関川の河川改修の状況を簡単に説明いたします。

八重丸橋からちょっと上に上がったところに八重丸の堰がございまして、その堰から、県道からちょっと下のほうに河原田というのがございまして、そこまでの間の事業を今進めているところなんですけれども、八重丸堰が今首を絞めたような形でありますので、これを撤去してそこに何らかのとり水をつくって行うということで県の

ほうから説明がっておりますけど、堰をつくるにはどうしても費用的なもの、対象面積と費用的なものから見て、堰の構造物をつくるにはあまりにも金額がかかりすぎるといふことで、県の提案といたしましてはボーリング又はポンプによる水揚げでできないかということ、地元には説明をしております。今のところたびたびの会議を行いまして、八重丸地区の方々につきましてはやむを得ないかなといふところまで回答いただいているんですけど、津留の皆さま方がまだポンプアップ並びにボーリング等では対応は難しいといふことで、そこで今話がストップしているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） この話が、以前ちょっと話は聞いたことあるんですけど、このままの状況ではもうなかなか先に進まないからですね、もう少し頑張ってもらって、県のほうもですね、もう少し頑張ってもらってですね、説明会等開いてしてもらおうとか、もう少しちょっと県のほうが本気度がちょっと足りないような感じがするんですよね、もう少し南関町のメインの関川ですので、この辺は幾ら下流のことと言いましても、その堰をどうにか具体的にもう少し先に進めるような方向でいってもらわないと、このままでなんですか、全然先にこの話がいつまで経っても進まない状況と思うんですよね、もう少し県のほうに要望してじゃんじゃんですね、どうしてもできないなら堰をつくるのか、そういったふうな考えもできるんじゃないですか。金が高いからと、県は何をしてるんだと言いたいんですよね、いつまでも進まない、こういった状況でいるなら、ほかの事業にも影響してくる、言うなれば上流のほうにも影響してくるということになりますので、そうするとまた災害等が発生した場合どうするのか、そういった状況が生まれてきます。昨日もですね、きょうも東北のほうでは災害が発生しております。関川がそんなに、あんなに大きな川じゃありませんけど、平成2年からこのあと大きな災害は発生しておりません。水害はですね、平成2年、河川改修等が進められたのが功を奏していると思うんですけど、首閉めたようなですね、ちょっと狭くなったような下流が下流で広がっている、上流は上流で広がっている。ちょうどその部分だけが整備されてないということであればですね、もう少し積極的に県のほうともですね、町長が先になってですね、話を進めていかないといけないんじゃないかと、課長ばかりじゃなくて、町長いかがですか、よろしく願います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 私もですね、直接県の土木部長あたりともですね、何回もそういった話しておりますけれども、やっぱり地元の受け入れの問題そういったものと

県の事業費の問題、これから将来的な問題ということもありますので、地元も含めて県とも粘り強く交渉をしていきたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 先ほど課長のほうから話がありましたように、ポンプの設置、ボーリングしてのポンプアップするということで県のほうが進められてるということで理解していいですか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） まず最初の案といいますのが、関川の今の堰の部分を撤去してですね、そこに坂下地区で行ってるんですけど、給水管みたいなのをですね、川の中に入れてその管から水をポンプアップするという案がまずありました。地形上ですね、今、八重丸側に井溝が1つございます。上の原のほうに水を送ってるところがあるんですけど、どうしても渇水期に堰に水が、堰から水がとれないということで、八重丸地区についてはポンプアップよりもボーリングをしてですね、ボーリングの水でまかなったほうがいいという、これは地元の方からの提案がございました。一応、県につきましては、それでもいいということで、一応、ボーリング案についてはよろしいんですけど、津留側がですね、津留側につきましてはいったん八重丸側のほうからといいますか、今の圃場整備を行ってますよね、その部分に水をいったん入れて、その水を八重丸の堰の下のほうに落としております。それともう一つ、墨摺川のほうから河川がきておりますけど、その墨摺川とその関川の残留といいますか、その分をあわせると十分水があるからということで、でしたらそこに小堰を、小っちゃい堰あたりをつくってですね、そこからポンプアップをしたほうがいいんじゃないかという、一応、地元の方々の意見もちよっと踏まえたところで県と検討した結果、そういうことでできないかということで交渉を行っている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） それでは、以前からすれば話は具体的に進んでいったる状況でよろしいんですか。どの部分で止まっているのか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 一応ですね、今の案で個別に、当初県のほうと町とあわせてですね、27年度に入りましてたびたび、たびたびと言いましても三遍か四遍ぐらいですね、地元を入れて協議を行ったんですけど、どうしても八重丸と津留と同時に会議をしてしまうとなかなか意見が出にくいということで、それではまず八重丸、そして津留と別々に分けて説明会をしたらどうかというふうなところで案が出ましたので、まず八重丸側のほうから説明を行いました。八重丸側については、そ

れでももうやむを得ないのかなというところで、もう1つ八重丸側としては、八重丸堰によって堰があることで常時水が満水状態にあるということで、道路横の田のほうに水がしみ出してきて、田以外の耕作ができないというふうな意見がございまして、中には堰を撤去してもらいたいという意見も出てまいりましたので、総意としてですね、耕作者の一応、関係者が全部で八重丸側は8名いらっしゃるんですけど、うち6名の方々については協議されて、じゃあもうボーリング案ででもしょうがないという話にはなりました。その話をもって津留のほうに話をいったんですけど、津留としてはどうしても八重丸堰は昔からの区の財産として管理しているから、やはりこれを撤去されたら困るということと、もう1つは今何も経費的なものがかかってないのに、それをポンプ案、もしくはボーリング案にしてしまうと電気料がかかるということで、津留側としては現状でいったほうが一番いいと、堰の改修については異議はないけど、撤去してしまっただけのポンプアップ案、ボーリング案ではちょっと承諾できないというふうな区の意見として申されましたので、今の時点では、その時点で止まっております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） 私の質問からちょっと方向がそちらの方向に行ったんですけど、できるだけですね、その辺も進めていってもらいたいと思います。

また、南関の南関橋もツタがはって非常に見苦しい状況になっております。それと定期的に年に何回か、年にはされてないと思いますね、何年かに1回ぐらい重機で廃土されてるかと思えますけど、毎年草は植わるからですね、その除草をどうにか県のほうに要望できないか、それどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 放水合戦の場所は昨年度一応掘削を行ったんですけど、このときが数量ですね、387立米の土砂を撤去しております。その前に掘削を行ったのも7年前になります。ちょうど堰から下ですね、今、議員が申しておられましたように、草が生えて、アシや草が生えてですね、体積も多少ひどくなっておりますけど、7年前に河川掘削工事を行ってございました。その間に一遍、建設業協会のほうのボランティア活動で草切り作業が一遍あっておりますけど、どうしてもそのときは土砂の撤去まで行っておりませんでしたので、今回は一応、土砂の撤去を行いますので、ただですね、先ほど町長の答弁にもありましたように、昨年したところにもう草が生えている状況ですので、これはお願いなんですけど、今ですね、町でですね、環境整備補助金制度というのがございます。これにつきましては県のほうからですね、県が管理できない草刈り等についてですね、河川等を草刈りを行った場合、大体メータですね、補助にして24円程度でございまして、草刈りのそ

の補助がございますので、できましたら地域の方々の御協力を呼びかけていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） 堰から下のほう今、草が生えてるところですね、農業関係者がなかなかいらっしゃらないからですね、草刈り機等もなかなか持っていらしゃらないんじゃないか、それと区が小さいからですね、それだけの広範囲の草刈り等は難しいと思うんですよ、自分たちの区は農業関係者が多いものですから草刈り機等でですね、持ってらっしゃる方がほとんどいらっしゃいますので、川の中に入っても除草してますけど、また、よその区まで行って除草、見苦しいからしようかなと思うんですけど、よその区まで行ってからなかなかできない状況であります。どうにか県のほうに重機を使った、使わない年は毎年予算でも組んでもらって、その除草をどうにか一番、南関町に町外者の方が来られてですね、うから館とかにも来られる、御茶屋跡にも来られると、やっぱり観光で来られるときに一番あそこが目立つんですよ、河川がですね、そこが草ぼうぼうであって南関のイメージが一番崩れるんじゃないかと思っております。県のほうもですね、県のほうはですね、玉名に行けば繁根木川あそこはよう草刈ってますよね、あれだけしょっちゅう草刈ってるなら何で関川も刈ってくれないかと思うんですけど、あれは課長は御存じかと思うんですけど、あれは県の事業として県がされてる事業ですよ、玉名もですね、同じく。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 県の河川につきましては、県のほうで行っております。ただ、箇所数がですね、県内の箇所数で昨年の数量的に行きますと1万1,000立米当たりを作業を行っております。それを転々と配分をしてありますので、そのうちのうちは387立米でございましたので、これから先、土砂掘削等は別にしても草刈りについてはお願いしますということで要望をしていきたいというふうに考えております。

○議長（酒見 喬君） 2 番議員。

○2 番議員（杉村博明君） ぜひですね、あその部分だけでも結構です。非常にあその南関橋の上下ぐらいの何メートルかは県のほうに毎年刈ってもらって、外の町外者の方が、先ほども言いましたように町外者の方が来られてですね、「わあ、南関町はきれいだ。」と言われるようなですね、河川にしていってもらいたいと思います。また、できれば下流部分の八重丸堰等の問題も解決をされて、できれば南関橋の上下ですね、橋本製菓の前の橋はなんやったですかね、何橋。

○建設課長（古澤 平君） 河原田橋。

○2番議員（杉村博明君） 河原田橋ですか、あそこからですね、農協さんの車両センターのあの部分も非常に草で覆われております。また、あそこ前田のほうにも新しく住宅地ができております。あの辺もあそこの前も本当狭いような状況に見えるんですよ、草が生い茂って、竹等も覆いかぶってしているものですから、これはそこだけじゃなくて、南関町の川全体にも関係してるんですけど、一番見えるところですので、そこを重点的にですね、ちょっとしていただければもっと南関町がよく見えるんじゃないかと思っております。

ぜひですね、先の話になるかと思いますが、ただ、泥を上げるじゃなくて、子どもたちが川で遊べるようなそういったちょっと公園とかですね、前、計画がありましたよね、そういったですね、そういったのをもう少しせつかくそこまで計画されてきたんですから、これを生かして先に進めていってもらいたいと思いますけど、先にそちらの下流部分が解決しないとできませんけど、そちらのほうで解決したらそういった考えをもってですね、公園化等は町長はどう思われますか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 町の中心部の河川であって、今、杉村議員が話されましたとおり非常に景観的にも重要な箇所でもありますので、河川改修がまず第1ですけども、そのあとの河川の公園化ということにつきましては、やはりどうしてもこれは町単独でできるような事業ではありませんので、国とか県の補助金あたりも含めて、なかなか厳しい状況かもしれませんが、そういったものがどういったものがあるのか、ないのか、そこ辺も探しながらですね、将来に向けてそういったものもいただきながら検討できればと思っております。

○議長（酒見 喬君） 2番議員。

○2番議員（杉村博明君） それでは私のほうから、ちょっとまとめたいと思います。

鷹の原城に関しましては、また、次年度から耕作者のほうにですね、説明会等されて事業も先に進められてですね、整備、目玉となるゾーンをつくって行ってですね、もっと素晴らしい環境にしてもらってですね、観光面でも生かされるような整備計画としていってもらいたいと思いますので、ぜひ、地権者の方にも御理解をいただきたいと思いますので、担当課としましては大変御苦勞かと思っておりますけど、ぜひですね、真摯に説明されて、事業が先に進みますよう要望したいと思います。

続きまして河川ですけど、関川もですね、非常に毎年草は生えます。非常にこれが草の生え方が半端じゃないんですよ、背が高くなってですね、また、ごみ等が重なって、まただんだんと砂が堆積してということ、これのもう繰り返しなんですよ、根本的に先ほど申しましたように公園化できるようなですね、整備していた

だきたいと思いますが、すぐには難しいと思います。でも毎年草を除草するような要望も県のほうに、何円かですね、メータ何円かで20円ですかね、もらってもですね、なかなかそれ自分たちの生活道路とかの除草だったらできるかもしれませんが、どうしても河川となると中に入ってですね、しなくちゃできませんので、これはやっぱり専門的に県の事業とは思いますが、町の方から要望してあそこの南関橋のツタをとってもらおうとか、そこの前後ですね、草を刈ってもらおうとか毎年ですね、そういった状況で要望してってもらわないと7年に1回とかといってもですね、その7年間、その間は草ぼうぼうなんですよ、冬場は枯れますけど枯れてもあれは残っております。根本的に根っこから除かないとまた同じなんですよ、上土ばかりとって根は張ってますから横にですね、それ非常に水害等が発生した場合ですね、それも非常に負担になるかと思えます。そこら辺を機会があったらですね、県のほうにぜひ、こういった質問があったということで、強くですね、要望してってもらいたいと思います。できればですね、こちらから私が行ってもいいんですけど、要望してもですね、一緒に同行しても結構です。どういった状況かを見てもらう、来てですね、実際今が一番生えてますから、そういった状況を今から先枯れてきますので、今の状況を見てもらってですね、県のほうに、どうかしてってもらいたいと思いますので、ぜひ、要望を県のほうにお願いします。強くですね、前向きじゃなくて、ぜひやってくれと言ってやってもらいたいと思います。

また、出初め式の井出の堰がありますよね、そういったところも含めて公園化等ですね、計画してってもらえれば助かるかと思えます。

私からは、その要望としてきょうは質問を終わりたいと思いますので、ぜひ、お願いいたします。

これで終わります。

○議長（酒見 喬君） 以上で、2番議員の一般質問は終了しました。

ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時14分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番議員の質問を行います。7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） こんにちは。7番議員の鶴地です。

2点質問させていただきます。まず1点目台風15号の影響ということで、自主防災組織は機能していたかと、それから先の豪雨の対策とですね、15号台風通過

後の対応、この辺がうまくいったかどうか。

それから2番目に学業支援について、まず、南関町奨学金制度の創設、無料学習塾の設置、学外活動支援と、この点に、3点について質問したいと思います。

まず、台風15号ですが、かなりの強風が吹き荒れましたが、幸いにも人的被害、大きな被害はなかったようです。平成11年の台風18号以来、16年ぶりのことですが、いつまた大きな台風が襲来するかしれません。15号では関東、大原、外目、肥猪地区が停電し、25日朝から26日夜まで、一部地域では3日間電気のない生活を強いられました。九州電力には全くつながらず、復旧の見込みも全く不明といった状況下、情報不足、町からの情報発信不足、対応不足といった相談、苦情が寄せられたようです。これは平成11年の台風18号の時の教訓が生かされていないように思われます。停電地区の住民は水の確保に困られたようで、町の対応に対し、住民からの苦情も多かったように思いますので、どのような苦情があったのかをお尋ねします。

そして、今度こそ万事抜かりのないようにするために、どのように考えておられるのか尋ねたいと思います。

また、今年は6月の大雨洪水を初めとして、3度だったですかね、大雨に見舞われました。豪雨被害の状況と自主防災組織が100%達成となっていますが、この豪雨の時の活動状況はどうだったのか、どのように対応されたのか、調査をされたのか、また、台風15号での自主防災組織の活動状況はどうだったのかについて質問をいたします。

学業支援については、質問の要旨として3点上げております。

南関町奨学金制度の創設。無料学習塾の設置。学外活動支援の3つを掲げておりますが、根底は子どもの貧困対策にあります。最近貧困の連鎖という言葉が耳にしますが、対策として子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年6月に成立公布され、26年1月に施行されております。子どもの貧困対策に関する大綱では、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すとしており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策はきわめて重要であるとされています。子どもの貧困率、ひとり親世帯での貧困率、生活保護世帯の子どもの高等学校進学率といった調査結果が厚労省、文科省から出されていますが、南関町の実態はどうか、改善に向けた基本的施策として、教育支援、生活支援、保護者への就労支援、経済的支援、調査研究が掲げられていますが、先ほど挙げました質問の要旨として掲げた3点は教育支援、経済的支援に当たります。3点の前段として、まずは子どもの貧困

対策の推進に関する法律に対し、どのように取り組んでいかれるのかお尋ねしたいと思います。

その後で、南関町奨学金制度の創設については、独自の取り組み。無料学習塾の設置では、パソコン塾や英会話塾といったものがないか。学外活動支援では、スポーツ活動費の支援や体験学習、交流事業、海外のホームステイといったものが考えられますので、この3点についてどのように考えられるのか質問いたします。

以上申し上げまして、以後は、声が続ければ自席から質問させていただきます。

○議長（酒見 喬君） 7番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 7番、鶴地議員の台風15号の影響についての御質問にお答えします。

先日の台風15号では、通過後の停電に当たり、御心配及びお世話をおかけしましたこと、御協力賜りましたことに感謝の意を表するものであります。さて、鶴地議員のお尋ねについてでございますが、町は御承知のとおり町内全地区の自主防災組織は設立できましたが、中にはずいぶん以前の設立で有名無実状態で、形骸化してしまった団体もあることから、自主防災組織相互の連携を密にして、自主防災体制を強化、充実を目的に、今年初めて自主防災連絡協議会を発足させたところであり、ここで主に、自主防災組織相互と行政、その他関係機関との連絡調整や組織同士の交流、情報の交換などを行うこととしております。また、個々の自主防災組織の活動については、南関町自主防災組織活動助成交付金要項によりまして、防災訓練や防災知識の啓発活動をして、地域住民の連帯を高めた組織に対して助成金を交付しており、ちなみに昨年度は60団体のうち35団体が訓練等を実施されているところであります。

さて、先日の台風15号通過後の停電にかかる対応につきましては、私は上京中でしたが、夜中でも早朝でも随時電話等で状況を確認し、必要に応じて指示を出してその報告を受けておりました。しかし、自主防災組織の三原則と言われる自分で自分の家族などを助ける自助、お隣や近所で助け合う共助、そして最後に行政や消防、自衛隊による公助とあり、行政ができることには限りがございます。そこで地域の実情を一番御存じである自主防災組織の皆さんに活動班を設置しての体制づくりをお願いしたところですが、このような非常事態に自主防災組織が機能していたかについては、すべての組織が機能していたとはなかなか言えない状況ではないかと思っております。特に停電による給水については、災害等に対する弱者に対して、活動班の中で給水班又は給食班の班長に活動をお願いしたところでありましたが、本人が勤務されていたなどで代表の皆さまからは思うようにはいかなかったということもお聞きしております。今後自主防災組織の代表の方にお集まりい

ただき、改めて活動班体制やそれぞれができる活動について検証していただきたいと考えておるところであります。

また、このたびの停電対応にあたっては、問題、課題が多数出てまいりましたので、危機管理の面において、停電後、日を置かず翌週の31日に早速臨時の課長会議を開催いたしました。いろいろな目を見た意見が多く聞かれ、情報の共有の大切さ、非常時における連絡体制の確保、避難所の設備の拡充及び要支援者に対する対応などについて、皆で問題意識を共有し、改善への必要を感じたところでございます。

また、台風通過後の倒木や竹の始末、また散乱した道路上の片付けにつきましても、各区の役員、各自主防災組織や消防団の皆さんの御協力のおかげをもちまして、復旧がスムーズに進んだことに対しまして、心強くお礼を申し上げます。

詳細につきましては、総務課長のほうからも答弁させていただきます。

次に、学業支援についての御質問にお答えします。

①の南関町奨学金制度の創設についてのお尋ねですが、奨学金制度につきましては、国や県、民間団体等でさまざまな形態の貸与や給付制度が設けられています。議員お尋ねの町独自の奨学金制度の創設につきましては、以前は田中義男育英奨学金ということで授業料1名対象及び南関町教育奨励金給付制度ということで、授業料15名を選考ということで、そういった制度がありまして、高校入学の際に成績優秀で地元から高校に通う生徒で、経済的に支援が必要な家庭を審査し、返還不要の給付制度として実施していたわけですけれども、平成22年度に高校の授業料免除制度がスタートしたために、現在はこの制度は休止している状況にあります。したがって、議員提案の町独自の奨学金制度の創設の実現には、現在、熊本県としても経済的理由により進学断念せざるを得ない事態を招かぬための施策が講じられてきていますが、本町としても田中奨学金や制度化されている奨学金制度を視野に入れながら、改めて検討していく必要があると考えています。

②の無料学習塾の設置についてのお尋ねですが、子どもたちの学力の育成を学習塾に頼る考えがあるようですが、本来学力をつけるのは、家庭の理解と支援の元で学校教育が担うべきものであって、学習塾優先の考えは学校の先生方へ信頼を損なうことにもなりかねないと思っています。しかし、現実的にはかなりの家庭が学習塾に頼り進路決定をしているのも事実かと思えます。議員お尋ねの無料学習塾の設置を行政が主体となって進めることは、これまで営まれている学習塾への大きな影響も懸念されるんじゃないかなと思います。経済的に厳しい家庭の子どもが塾に通えないために、進路に影響するということも考えられはしますが、逆境にあっても

生き抜く力をつけることも本人の将来に大きな財産になると思います。とは言っても、教育機会の公平性を考えますと、現在文科省が進めている放課後子ども教室や教育課が立ち上げた土曜活動への有効な手立て、支援をしていくことで、学習塾にかわる支援体制が生まれてくるものと考えられますので、子どもにも家庭にもベストな支援策となる工夫が必要ではないかと思えます。

③の学外活動支援についてのお尋ねですが、将来の南関町を担う子どもたちがふるさとを思い、ふるさとに貢献できる人材を育成するために、先に開催いたしました総合教育会議におきまして、教育大綱の1項目に「未来を担う子どもの教育環境に資本投資を充実する。」を入れております。子どもたちが学校教育以外の場でも、家庭や地域の教育力によって成長していくことはだれもが願っていることであり、家庭や地域が教育力を発揮していただくことは、子どもたちの成長発達に欠かせないことでもあります。しかし、今日の社会情勢は、両親共働き家庭の増加と、核家族化が進み、子どもたちと向き合う時間の減少が進んでおりまして、学校から家庭教育の支援に手を差し伸べたり、福祉と教育の連携による家庭への子育て支援対策が必要な現状を多々見受けております。そこで経済的に厳しい家庭の子育て支援につきましては、教育課、福祉課、町社会福祉協議会、関係機関の支援を得ながら、子どもたちが安心して暮らし、学べる支援体制を進めることは重要で、生活実態を見つめながら必要に応じてケース会議も開いて対策を講じているところであります。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えし、詳細につきましては、教育長より答弁いたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 鶴地議員の豪雨の体制についてということにつきまして御説明をいたします。

豪雨対策についてでございますが、6月2日に南関町が梅雨入りをいたしまして、6月11日早朝5時48分に今年最初の大雨警報が出ております。そしてそのときには、荒尾市、長洲町、和水町、南関町を除く各県内の市町村の多くに土砂災害警戒情報が発表されました。これは非常に大変なことで、私どもは非常に心配をしたところでしたけれども、これについては警戒態勢だけですんでいるところです。しかし、そのときに本町では町道迎町乙丸線で法面の崩壊による町道が不通になったり、それから相谷でも法面の崩壊で町道の清東寺線が不通、片側不通になっております。建設課の方で建設業協会の維持班等々で復旧の完了をしているところです。

次に、6月30日から7月1日にかけて雨が降りましたが、早朝2時14分にまた大雨警報が出ております。このときは午前3時から4時までが大雨が降りましたが、警戒態勢としましては総務課だけの体制で済ませているところです。こ

のときも本当、県内北部では土砂災害警報情報が発表されましたが、南関町では発表されておりませんでした。

それから、7月24日の台風12号につきましては、この進路が非常に心配されましたので、同日24日の金曜日、午後4時から役場で対策本部の検討会議を行いました。このままの進路であれば招集をかけるので、そのつもりでということで各課長に連絡を申し合わせをしまして、情報を注視しておりましたけれども、25日土曜日には招集の必要がない旨判断をしてその連絡をしたところです。ただ、防災行政無線で注意の喚起として放送をいたしております。

それから8月12日、これは土曜日でしたから10時20分に大雨警報がまた発令されております。それでこのときは非常に短い警報でして1時53分には解除されております。また、8月17日にも大雨警報が発表されましたけど、これも短い時間で長く、強く降るといことはございませんでしたので、役場内で総務課2名による警戒態勢で済ませております。

ここまでの大雨や台風については、特別に自主防災組織に呼びかけることはしておりませんでした。今回の8月24日の台風第15号における対応ということにつきましては、今回、台風が气象台のほうからも非常に進路も、勢力についても非常に危険であるという情報が寄せられておりましたので、警戒をしていたところです。午後4時に役場で台風の対策会議を行いまして、町内4カ所の自主避難所の開設を決定して、そしてそのことをホームページ、愛称ネット、それから防災行政無線の周知で注意を呼びかけを行っております。それぞれの避難所に待機の職員を配置し、そして役場の警戒態勢も6人体制でやっております。そのときの被害状況につきましては、随時連絡が入っておりました。倒木、それから土砂崩れ、倒木によって電線に影響を及ぼしているとか、たくさん情報が入っておりますけれども、単発で総務課のほうに夜中、朝方からずっと続いて連絡が入っている状況でございました。最近では類を見ない直撃による雨風の影響で、被害の連絡とそれから関川の水位も上がっておりましたので、消防団の待機といろいろと緊張した状態でございました。ですが、そのときに雨風はそのときですんだんですが、21.3%の地域のところで停電が発生をいたしまして、翌日夜7時26分の復旧まで不自由な生活を強いられた方がたくさんいらっしゃったということでございます。停電のためにいろいろ私どももどこで連絡がですね、住民の方々から苦情が寄せられていたのが、まず、停電はいつまでなのかと、要するに九電の情報が入らないということがまず一番でございました。それから、どこが停電しているのかがよくわからない。また、状況をもっと説明をしてほしい、役場は九電を指導すべきだといろんな御意見をいただいで、今、九電は復旧に頑張っているところですので、御辛抱くださいということ

で流しております。また、広報車を使いましたり、それから防災行政無線の実は室内の防災行政無線がコンセントを入れた状態ならば聞こえるんですが、本来の目的であります電池での防災行政無線の活躍ができてない。要するに電気はコンセントでは聞こえるけれども、停電になったときには何も聞こえないというような状況になったということで、私どももいつも6月の台風の前には必ず防災行政無線の点検をお願いしますというふうに広報でお知らせをしていたところですけども、少し甘かったなというふうに判断をしたところでした。そのために屋外用に、外向けのスピーカーで広報し、それから広報車を2台回しまして、給水所の連絡、それから九州電力のホームページ等でいつごろには復旧する見込みという内容につきましてもずっと連絡をしていたところでございます。

自主防災組織におきましては、代表者の方が早朝から管内を見回っていただいたり、地区内の樹木を協力して除去していただいたり、また、水の配給につきましても、ペットボトルを用意して対応していただいたりという情報も得ているところでございます。まだまだではあるところではありますが、徐々に自主防災組織が機能しているのかなと、ほんの少し期待を、今後の期待をしたいというふうに考えているところです。

今後に関しましては、いろいろと先ほど町長からありましたように、反省がたくさんございましたので、そのことを踏まえて進めてまいりたいというふうに思っているところですけども、発電機を所有している自主防災組織が多数ございます。これは前に要綱を定めまして、自主防災組織の設立要項の中の交付金としまして、県から5万円、町から5万円を支出しまして、10万円の補助をいたしました。そのときに発電機を購入している自主防災組織がございましたので、そこに今回のような停電の時は、地区の公民館に備えて、そして給水所にしたり又は高齢者の世帯に持って行って給水をしてあげたりというようなこともできたのではなかったかなと、今度このようなことも指導していきたいというふうに考えているところです。いろいろと反省もございまして、今後の課題というのがしっかり見つかりましたので、今後を活かしたいというふうに考えているところです。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 7番、鶴地議員の2番目の学業支援についてのお尋ねに具体的にお答えしていきたいと思っております。

先ほど町長からもかなり詳しく答弁をいただきましたけど、教育問題については特に今、つい先だっても全国学力学習状況調査結果がマスコミ報道されましてですね、子どもの学力の問題については関心の高いわけですが、その子どもたちの学力の格差とそれから家庭の経済とが相関関係があるというのは、数年来報道をされて

いるところであります。もともと、私はいつも言っていますが、子どもはダイヤモンドの原石ということでですね、磨けば光るということで、いかなる環境にあっても子どもの資質能力が開花できれば、どれだけでも伸びる素質はあると思います。県知事、蒲島県知事自身がですね、逆境克服ということで、現在の地位を築いておられることが良き例かと思えます。人は隠れた力、見えない学力を学校、家庭、地域、そして関係機関の努力によって、どれだけ持っているものを引き出すか、エデュケイト、教育はエデュケーションといいますが、引き出すことができるかどうかで子どもの夢の実現に重要な岐路があるかと思えます。

お尋ねの奨学金制度の創設ということですが、奨学金というのは高校、大学への進学を保証するための制度ということですが、その前にですね、熊本県には総合振興計画の中で、教育問題を含めて「夢への架け橋プラン」という総合振興計画がつくられておりますが、貧困家庭の子どもこそ夢の実現がなかなか叶え難いということで、いろんな支援策も保険のほうも考えておられるわけです。

進学の前段階の義務制の段階での支援体制について少し述べますが、本町では家庭経済が厳しいことが理由でですね、十分子どもたちの学費等に公平な支援ができないかという対象として、就学援助費というのを支給しています。これがですね、年度初めに毎年家庭に啓発をしまして、広報をしまして厳しい家庭につきましては、前年度の生計を元に、ぜひ支給をお願いしたいということでの申し込みをしてもらうわけですが、そのまま申し込みあったところには支給するんじゃなくて、すべて基準値を設けておまして、その基準値に達するかどうかを審査をする制度になっておりますが、年度当初ばかりでなくて途中の申し込みもできるようにしています。9月になりまして、現在、小中学生の71世帯、113名の子どもたちが今、就学援助を受けている実態があります。そういった家庭につきましては、当然、進路を巡って奨学金というのにも必要になっているかと思えますけれども、県ではまた情報によりますと新たにですね、母子家庭だとか、寡婦家庭の子どもを支援するというような施策も、今総務課のほうに聞きましたところ通知がきているということでもあります。校長会を通じて、こういった支援制度は常に啓発をして、指導もしていただいております。国とか県の奨学金制度につきましては、それは成績と経済の両面なのか、成績は考慮しないで、経済的なところだけの支援策なのか、それからあくまで貸与かそれとも給付、貰いきりなのか、そういういろんな違いの制度があります。こういった情報をしっかりとつかんでもらう意味で、学校にそういった奨学金制度の徹底ができるようなですね、指導を学校関係機関から家庭発信しているところであります。町独自の創設ということですが、先ほど町長からありましたように、田中奨学金、あるいは南関町育英奨学金給付制度、いわゆる

田中奨学金1名、一番優秀な子ども1名、次ぐ15名ということで、かつてされていたものを、やっぱりもう一度考えたほうがいいんじゃないかという事例が発生した場合にはこの検討をしていく必要があるかなというふうに思うわけです。

2番目の無料学習塾の設置についてですけれども、昨年度の子どもたちの通塾調査を見てみますとですね、小学生から学習塾を利用している子どもが1年から6年までで、習い事は別ですが、64名いました。町内全体でですね、中学生が78名ということで、何らかの形で学習塾や家庭教師の世話になっているということです。さっき町長も言われましたけれども、子どもの学力を伸ばすのは、本来学校教育が本務です。これを塾によって伸ばさなきゃならないということは、学校の先生たちは何しよるか。ということになるわけですね、なかなか伸ばさないために、親としては上級学校にぜひ進学させたいという家庭にとっては、もっと延ばしてもらいたいからということで通塾させるのは余裕のあることかというふうに思います。議員から御指摘がありましたように、経済的な理由、あるいは家庭が送り迎えができないというような家庭のための無料学習塾、家庭によっちゃ玉名、大牟田あたりにやっておられるところもあるわけですが、その機会に恵まれない子どもに無料学習塾を創設してはという提案と思います。経験からいたしましてはですね、地域本部事業として文科省がやっております「放課後子ども教室」を低学年のうちに取り組んでおります。これも放課後をただ安全に過ごすばかりではなくて、授業中に不十分だった学習を支援員さん方が放課後の宿題取り組むときに見てやって教えてもらったりというようなことで今、取り組んでますけれども、今年は一小も放課後子ども教室ができるようになったため、全部の学校が実施をしています、今後学校応援団の協力を得ながらですね、今、立ち上げている土曜活動の中に「土曜寺子屋事業」として立ち上げてますので、学習面も、また、考慮すれば議員のお考えのような無料学習塾としての機能もやっていけるのではないかというふうに見通せています。今後、検討させていただきます。

それから、3番目ですけれども、土曜活動、現在、3番目の学外支援ですね、学外支援、これにつきましては、2番目の無料学習塾のお答えとも関係しますけれども、家庭に帰宅したあとの時間をどのように子どもたちが使うかということも学力が身につくか、あるいはただ無駄な時間ゲームをして過ごすかということで、影響、大きな差が生まれるかと思います。そういう意味で学外の活動ができるような体制、これがもう学外支援かというふうに思います。そんな中で家庭学習をどこかでさっきのように土曜活動などで、寺子屋塾で集めて支援をしたり、スポーツや文化活動を支援してもらったり、それから地域でですね、まとめて子供会の活動を支援してもらったりということで、そういうことで貧困な家庭の子どもが孤立しないような

取り組みということが学外活動に有効なものになっていくんじゃないかというふう
に思うわけです。小さいうちからボランティア活動に参加したり、暇な時間をスポ
ーツ、文化活動に活かすことは非常に子どもの成長を豊かにできますし、そのため
にも家庭では始められない分野を地域の教育力を活用してもらって、活用させても
らって、土曜活動などを活発化していきたいなというふうに思っています。社会教
育と生涯学習の振興を図る教育委員会、公民館活動の役割がそこにあるかと思いま
す。

以上をお答えしまして、また、さらなるお尋ねに対しては、自席にてお答えさせ
ていただきます。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） それではまず最初の自主防災組織の活動状況というか、う
まく機能したかどうかというふうなことと含めて、まず一番最初に停電で一番困る
のは水です。飲料水の確保が最優先ですけども、最近は水洗トイレが普及しており
ます。これ水が使えなくなったら大変なことになります。高齡でですね、車の運
転ができない、あるいは体力のない高齡者だけの世帯も多いのでですね、給水車の
手配は考えられたのでしょうか。いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） まず1 番にそれをこちらのほうから給水をすべきだろうと
いうことで考えましたが、消防車のほうでまず依頼をいたしましたところ、給水車
の中の部分がメンテナンスが今うまくいっていないので、特に細菌だとか、そうい
ったものが心配されるので、今回給水車は出せないと、それからもう1つ、うちの
建設課等で持っております給水タンクもございますのでそれもあたってはみました
けども、洗浄が不十分である可能性があるということで、体の、肉体的にちょっと
弱い方々に飲んでいただく分には不安が残るということで、それはあきらめざるを
得なかったということが状態でございます。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 地震だったら突然ですけど、台風は何日か前から、危ない
危ないということで騒がれてました。前回の18号だった、台風だったですかね、
そのときに4日間停電しております。そのときに皆さん非常に困られてるし懲りて
るはずなんですよね、だからそのときにいろんな記録を残してこうすべきだとい
うのがあれば、給水車の配付とかですね、そういった対応ができたと思うんですよ。
この辺はやはり前回の台風の経験が活かされていないというふうに思いますので、今
後しっかり注意しとってください。

給水所が設けられたということですが、受給者の人数どれくらい出されましたか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 約100人の方に御利用いただいております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 給水所を設けたということは、取りに来られたということで、高齢者の方にとっては非常に大変です。同じ、私の同じ地区の人ですが、この人は民生委員ですけれども停電がしばらく続いたからその人はすぐにもうホームセンターに行って発電機を買って、自分のところはちゃんと、それから隣近所ぐらいは手を打ったわけですよ、私が友達から発電機を借りて、高齢者の方は大変ですので、自分の地区ですね、関東が停電してましたので乗用車に積んで、水道のポンプに電源をつないでバケツやら洗面器やらいろんなものにできるだけ水を溜めてくださいということで溜めていただきました。ですから次の対策としてですね、町としても乗用車で積める発電機がちょっと高額ですけども、1台ぐらいは発電機を準備して、水を取りに来てくださいじゃなくて、こちらのほうから給水して回るという、給電ですね、電気を給電して回るような措置をとっていただけたらと、また、絶対必要だと思います。自主防災組織はありますけれども、肝心の給食、給水班かな、その人が仕事に行っていなかったと、そういう状況です。

それから自主防災組織の会長が逆に「どうなってるんだ。」ということで町のほうに電話して小言を言ったりとかいろんなことがあっております。やはりそういったのはちょっと対応がですね、まずかったのではないかなというふうに思います。

それから地区の民生委員の方はペットボトルを、いつでも使えるペットボトルですよ50本用意されておりました。大事なところで給水タンクが衛生上問題があるということで使えないようでは、いかがなものかなというふうに思います。

それから電話でちょっと知ったんですが、ある地区では高齢者のために炊き出しをして、食事を配られた地区、地域があるようです。把握されてますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 私は存じておりません。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） ですから、そういった情報をしっかり得ていただいて、それを次の時に備えてもらうようにしてください。そして説明会を開いて、自主防災組織に入っている人全部ですね、いろんなことを体験談を交えながら話をして、給水、食事の配付そういったところの事例を説明してもらえたらいいんじゃないかなというふうに思います。

それから15号台風ですけども、接近から通過の被害状況、停電の状況、九州電力との交信、住民からの問い合わせ、苦情対応、それから自主防災組織がどうい

うふうに動いたかですね、関係者との連絡方法の確保等々、一切の状況を今度は一冊の本にしてほしいと思います。本にしておくとき次の台風がきたときにそれを職員にまた回覧させて、ぜひ読んで、こういう備えをしてくださいというふうにできますので、これが危機管理だと思うんですね、この辺は今まとめられていますか、きちっと。なんか先ほどちょっと言いましたけども。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 本部の対応がこれから気象の情報、それから被害の状況、その他それぞれでまとめはいたしております。今回、広報の10月号で皆さま方に被害の爪痕という表現で部分とそれから「備えをこうしましょう。」というような啓発の部分をつけるということで、掲載をする予定にしております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 以前、危機管理マニュアルというのを整備されてるかどうかで、各課の課長さん方にお尋ねしました。これもまた今度も一緒ですね、危機管理マニュアル、今度は作ってほしいものがですね、台風準備マニュアル、それから復旧対策マニュアル、これはありますか。台風接近の時にはこういうところを用心しなさい、こういう対応しなさいというのはありますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 南関町の防災計画の中に台風編というのがございますので、そこの中に入っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 職員みんながチェック項目で入れていけるようにですね、危機管理マニュアルというやつを別冊できちっと作ってほしいんですよ。例えば給水所、給水車、発電機、そういった手配はどうしたか。それから自主防災組織に電話が通じない、「携帯番号知りませんか」と私に電話がかかってくるようじゃ話になりません。緊急電話連絡網は整備されましたか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 最近の固定電話しか私どもも把握をしてなかったことに非常に反省をしております。光電話に皆さん方されておりますので、固定電話に電話をしてもつながらない状況でございましたので、携帯電話の番号を必ず把握するよということ、今回自主防災組織の代表の方々の分は、今回急いで皆さん方に連絡をして、そして自主防災組織でとにかく相互扶助ということをお願いしたいということで連絡を差し上げましたところ、急いで対応をしていただいて、そして終わりましたという報告まで来ていただいた区もたくさんございましたので、やはり連絡が一番だなということを考えておりますが、今の自主防災組織の代表者の方々

の電話番号は、今回被害に遭われた場所の方はわかります。ただ、今度、今月末に自主防災組織の皆さん方を集まっていたいで、そしてこの反省を元に協議をしたいと考えておりますので、そのときに必ず電話番号をお聞きするように、それから昼間の場合、夜間の場合ということで先ほど議員さんの言葉にございましたように、仕事で出ている方がある場合には、代わりになる主査、副査という形でいつも自宅そばにいらっしゃる方、そういった方々の役員の名簿体制等についてもお願いをしようと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 準備とですね、それから災害が発生してからの対応ですね、特に今回は電話が通じん、九電に全くつながらないということでは、やはり地域の人たちも不安でしょうから、あらかじめ九電のそういう技術担当者の携帯の番号をやっぱり調べておいて、そしてつながらないときはやはりその九電の技術者に電話がつながるように、そして見込みが少しでもわかるように、そういった対応をとってほしいと思います。

台風、自主防災組織のことについてはですね、まだまだ名前だけの様な感じも受けられますので、まず、情報、警戒、消火、避難誘導、救護、給食班というのがありますけども、やはり完全に周知徹底をしていただいでですね、会長が肝心な救護、給食班がですね、不在ではお粗末ですので、防災組織を全員を招集してですね、反省会なり、説明会なりぜひ、開催していただきたいと思います。

それでは次に、学業支援のほうに移りますが、まず、私が一番最初に質問をしたのはですね、根底は子どもの貧困対策の推進に関する法律について、ここからが始まりです。そして貧困の連鎖を断ち切らなければならない。国を挙げてこれは取り組むというふうな形でしておりますので、ここの3つの点をああだこうだじゃなくてですね、この一番元の法律についてどのように取り組んでいかれるつもりかというのを最初に聞いておりますけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 当然、児童福祉ということですね、貧困対策に具体的に取り組む場合に子どもの健全な成長を願うためには、やっぱり学力のところでは申し上げましたけれども、すべての分野で保証がされなければ伸びる力も伸びない、あるいは育つ力も育たない。そういう意味で支援対策が必要であることは十分分かっております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） この子どもの貧困対策の推進に関する法律についてという

ことで、この取り組みを独自の構造計画策定を出されてるところがですね、21都道府県、しかし、3分の1の7府県は具体的達成目標なしというような状況でございます。これは県のほうから、まず国から県、県から町に対していろんな通知がきているはずだと思うんですね、そういったところをしっかりと検討して、町独自の自分たちはこうしたいというような方針は常に考えていただきたい、持っていただきたいというふうに思います。

それで総合的な子どもの貧困対策の推進ということで、スクールソーシャルワーカーの配置拡充とかですね、地域未来塾による学習支援の充実、先ほどもちらっと無料塾とか申しあげましたけども、私が無料学習塾と言ったのは、学校の先生の邪魔をするわけにはいきませんので、経済が厳しい家庭はパソコンが置かれてません。それから英会話というのは学校でやろうとしてもなかなか学校だけでは間に合いません。会話を勉強するためにはやはりパソコンと英会話のほうだけはですね、やはりこれは塾なり、なんかそういう教える場所がもう1つあってもいいんじゃないかなと、特にパソコンあたりはですね、覚えるよりも慣れろという感じですので、その辺をなんか公民館なりどっか利用して、こういう塾を検討されたらどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今、学校に置けるパソコンの台数が1クラス分はきちんと整備がされておまして、学校に置けるパソコンを使っただけの基本的なマニュアル指導はできる体制があるわけです。しかし、あくまでパソコン室は1学級しか使えないわけですから、年間で数時間しか使えないということです。今もう小学生でも5割近い子どもが何らかのパソコンゲームとかを使って、ダウンロード等まではいきませんが、そういう情報にも出会うことができるようになってます。しかしそれも5割は持ってるけどあとの子は持たないと、親の方針で持たせてない家庭ももちろんあるわけですね、情報ネットの弊害から、しかしパソコン操作そのものはすべての子どもが使えるようにならないといけないわけです。授業以上のものをするための操作をだれでもこういうふうにする体制づくりをということでの提案と思います。実は南関町公民館、一昨年の冬場でしたけれども、そういう子どもたちにネットへのつなぎ方指導講習を1週間、1週間じゃない、間をとりましたので、1カ月間ぐらいの間に週に2回ずつぐらいでしたかね、NPO法人のほうから県教委を通じて紹介がありましたので、町の公民館で視聴覚室、それまでなかったネットケーブルを引いてですね、そして教室が開催できるようなところまで準備をして提供しました。いつか答弁したと思いますが、そこに来た子どもが付属玉名中学校に合格できたのも1つの例でしたけど、そんなにして自分の家庭ではできないけれども、そういうシステムを利用したことによって学力がつくとという、立証済みです

のですね、しかもそのNPO法人、実は南関町文化協会に所属していただいて、そういうことでいつでもこのようなことを立ち上げようとすれば可能であるというのは見通せます。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） ネットはさておいてですね、例えばエクセルを使うとか、それからグラフですね、図形をやっていくとか、そういったのはですね、もう小学生でもグラフはどんどん作るんですよ、だから全くできる子、できない子、これにですね、パソコンが苦手な高齢者の方もいますので、寺子屋式でですね、それこそ高齢者から子どもまでというパソコン塾をやられてもですね、面白いんじゃないかなと思います。パソコンというのは非常に便利です、いろんな記録ができます。日記もそれからすべてですね、それに登録していけばですね、一番便利な機械だと思いますので、この辺はぜひ、高齢者のためにもそれから子どもの学力向上のためにもですね、レンタルの期間が過ぎたらパソコンはあとは中古で安く販売してくれるんじゃないかと思うんですね、そういったものでもですね、十分使えると思いますので、是非、これを取り組んでいただきたいなと思います。

次の奨学金制度ですが、日本では返済不要の制度は殆どありません。返済不要が殆どありませんので、若者の消費不振や晩婚化とも関係しているのではないかというふうに言われております。一定条件を満たせば返済免除といった町独自の制度はどうですかということです。あるいは条件緩和ですね、無利子にするとか、10年だけど20年にするとかですね、きょうの新聞に鹿児島県だったですかね、一定条件、自分の町に残れば奨学金の返済を免除すると、私もこれは是非、南関町で取り組んでほしいなと思うんですよ。今人口が減っている消滅自治体だなんだというようにときによ、これから先本当に子育て、育てやすい環境をつくらないとうようにもなりませんので、こういったものをですね、是非、検討していただきたいんですけど、これはどうですか、別に独自につくってですね、そして返済免除とか無利子にする。10年のところを20年の長期返済にするとか、そういったお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 返済免除であるとか、その無利子とかですね、そういったことを本来必要であるかと思いますが、根本的な考え方として子どもたちが町に残るか、残らないか、そういったことは私は奨学金の問題だけじゃないと思っています。やはり町の企業の、残るためのやはり子どもたちのそういった情報の収集、そういった自分が本来ここでふるさとに残って仕事をしたいという、そういった思

いを持つためには、小さい頃からの教育が必要であってですね、やっぱりそれで私はこれは中学生、全校生徒に話した中では、一番中心に話したのは、ふるさとを好きになってほしいということを行いました。ふるさとを好きになってこそ地元に残りたいということがありますので、やはりそういった中の教育、そういったものを積み上げて、ふるさとに残ってほしいということ話をしたとこで、そういったものとあわせてですね、1つだけじゃなくてそれに奨学金制度が加わってくればもう少しまだ大きな強い仕組みになると思いますので、そういったものを含めてできればと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 私は日ごろからですね、子どもたちが南関町に残すためには、子どもたちにいい思い出、いい経験を与えることが一番だと、南関町が好きにならなければ、いろんな思い出ですね、腹一杯、特に自然に遊んで、そういう思い出をつくらなければさっさと南関から出て行ってしまいます。それをするためには環境はやっぱりつくってやらないかん。特に遊びの環境、上から下までの世代を超えたふれ合い、それから自然環境では以前にも質問しましたが、例えば、巨大なU字溝があるような今の川ではだめだと、親水公園をつくるとか、公園を整備するとか、いろんな環境問題を訴えてきました。そういったことをやらないと子どもはさっさと出て行ってしまいます。その1つの方法として以前質問をしましたが、新幹線の通勤、通学補助、これをやれば少しでも外に出て行かないきっかけになるんじゃないかなと思います。例えばですね、東京圏には今大学生が4割集中しています。大学生の4割が東京圏に、そういう人たちは帰ってこれないです。ふるさとが好きだとか、将来帰りたいか思ってもですね、向こうで就職します。なかなか帰ってこれない。まず最初から出て行かないような工面、これには新幹線の通学補助ですね、通勤補助、そういったものをやればと思うんですけど、月々5,000円ではちょっと少ないです。今、何人ぐらいですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） 今手元に資料を持っておりませんが、確か3名か、4名だったと思います。

○議長（酒見 喬君） 7 番議員。

○7 番議員（鶴地 仁君） 10名ぐらいは増やしてほしいですね、金額も。税金が入ってくる、消費税も落ちるじゃないですか、ぜひ、これは増やしてほしいと思います。

それから、就学援助の話が出ましたね、この就学援助の件についてちょっと質問したいと思いますが、これは昭和22年に施行されてます。学校教育法19条から

始まっただけのことですけれども、これの変遷をちょっとお尋ねしたいと思います。今現在が113人ですかね、これ10年前、20年前、30年前、どういうふうな傾向なのか、これはどんどん就学援助が増えてるんじゃないかなと思うんですよね、単に人数が増えたんじゃないかと、生徒数の割合で見れば危険な状態というのがわかると思うんですけども、その辺の変遷はどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、これを再開します。

答弁の番でしたので、これを続行してください。教育長。

○教育長（大里耕守君） 就学援助の制度の受給者の変容ということでお尋ねでしたが、今ですね、ちょっと古い資料を調べておりましたところ、平成6年のがありましたので、今から21年前ですよ、小学校、中学校あわせて当時39名、今年113名ですから3倍増ですよ、ということですが、実は生徒・児童数はぐんと減っておりますので、それだけかなりの経済的に厳しい状況が以前よりも増している結果であるというふうにとらえます。南関町はちょっと甘すぎはせんかと、ひょっとすると思われると思いますので、郡内ですね、4町の中では基準値は最も厳しいです南関町は。普通、所得、需要額、収入分の、需要額分の収入ということですが、よその町は1.0ですが、南関町0.9より下回る家庭についてということですが、基準値を設けてますので、厳しいわけですよ、でも113人の71世帯に今、支給が行なわれている現状があります。ということは、やっぱり核家族化、あるいは母子家庭の増加、そういったものが増え、以前よりはかなり進んでいる結果な証拠だと思われます。

ついでに申し訳ありませんが、先ほど議員のほうからほとんど奨学金制度というのは貸与、貸し付けということでありましたけれども、熊本県でですね、奨学のための給付金制度が、これは給付ですね、ということですので紹介しておきます。県教委では、進学の意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等における授業料以外の教育費の負担を軽減するため、教科書類や教材費等に相当する経費について、いわゆる入学金、入学するときにもお金がいるから、もう高校には行けんと、入り口であきらめないという制度です。そのために給付金ということを決められています。全日制、定時制、一人目の高校生は生活保護のほ

うが3万2,300円、それでないところ3万7,400円、それから二人目の子の高校生12万9,700円という額が決められておりますし、こういったものも中学校からは家庭にですね、啓発をしています。通信制で3万6,500円と言うことですから、働ける青年でもそういった制度を、給付を受けられるということはやっぱり知って、途中で中退したけれども行かれんじやなくて、再起して修学をするときにこういう制度があるということですね、啓発したいと思っております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 今、いいのを教えていただきました。ぜひ、これをほかの支出を削ってでも南関町にこれは取り入れてほしいんですよ、どうですか町長。

○町長（佐藤安彦君） これは県の。

○7番議員（鶴地 仁君） 県。だから町長。町で、この制度を、思い切って。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在県にある制度を町にということかと思えますけど、確かにどこで子どもたちを支援するかということは大事なことだと思います。ということで、私たちの町の子育て支援というのはおそらく日本一じゃないかというぐらい支援をしております。これはすべての子どもたちが対象者になりますけれども、ただ今回の貧困世帯ということ、それを対象者にするということはですね、非常にそれは大事なこともかもしれませんけれども、それを県がやっている、それにあわせて町がということですね、どこの部分まで本当に町がやるべきかということですね、今やっている支援、補助金あたり等含めてですね、全体的なことを考えながらですね、町の予算の中でも考えていかなければと思っております。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） 人口ビジョンもあることですから、しっかり検討していただいてですね、前向きな方針というか、そういったところで日ごろからその辺はちょっと検討していただきたいというふうに思います。

それから今ちょっと人口ビジョンということでもいいましたので、もう1つ、私は24年生まれですけども、このベビーブームですね、22、23、23、24年生まれの出生数と、今現在の南関町に住んでいる人口数ですね、これを10年スパンぐらいで調べられたら大体、南関町にどういうふうな残り方をしているのかという、なんかこう見当もつくんじゃないかなと思いますけど、これ住民課のほうでちょっと聞いたんですが、一覧表としてはちょっと取れない、時間がかかるということだったから、もう省きましたけども、いずれこういったデータもですね、ぜひ、作って欲しいなと思います。そういうことで人間の流れがわかるし、それがまた教育に

もつなげていけるんじゃないかなと、子どもをとにかく子育てしやすい環境だから、二人目、三人目をつくりたいというふうに親が思うように、そしていろんな支援をやっていけば、子どももですね、それにつれて努力し勉強していくんじゃないかなというふうに思います。

それでありとあらゆる対策を講じなければ、人口減少は本当に続くと思います。

3、4年前に推計が出ましたけども、あと20年ばかりで南関町の人口は65%まで落ちるといような予想も出ておりましたので、どうでしょうか、補助金、交付金あたりをですね、根本から見直していったんゼロにしてもうて、改めてつくり直すというぐらいのつもりでですね、子育て、教育にそそいでもらいたいと思うんですが、この辺の町長どうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 現在の補助金をゼロベース、ゼロからスターということはなかなか困難かもしれませんが、確かに、今、住んでよかったプロジェクト推進事業については、今回見直しの時期を迎えておりますので、私は大胆な見直しをしていいと思います。全体的な金額を同じに合わせるんじゃなくて、本当に必要ならばその部分は増やしてやる。そしてあんまり効果が出ないと思われるものはやっぱり削る必要もあると思いますので、そういったことで今回は地方創生の中でもそういったことを含めて検討する必要がありますので、大胆なそういった補助金の濃い生徒かそういったものには考えていっていいと思います。

○議長（酒見 喬君） 7番議員。

○7番議員（鶴地 仁君） まだあと1ページ分くらい予定があるんですけど、もう声がちょっと続きませんので、最後にします。

まとめということで聞いていただければと思いますが、とにかく何をやるにも経費が必要です。そして地方自治体は補助金で縛られております。ならば補助対象にしっかり目を光らせてですね、自分の町に必要な補助事業については、積極的に申請、活用してもらいたいと思うんです。特に、教育関係。

一般質問で以前取り上げましたICTの活用とかですね、それからこの前ありましたスーパー食育スクール事業、こういった事業を日ごろから考えておればですね、これは文科省に対する申請時期もあるでしょうから、大体2月末から3月初めぐらいですかね、提出期限がありますけども、日ごろから構想を練っておればですね、すぐに対応できると思いますので、常に補助事業に目を光らせてですね、準備をすべきだというふうに思います。

以上申し上げて、もう声が出ませんので、これくらいにしておきます。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、7番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

来週の14日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時36分